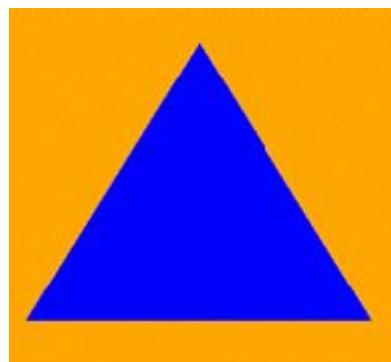


さつま町国民保護計画



令和7年3月
さつま町

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1編 総 論 | 1 |
| 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等 | 1 |
| 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 2 町国民保護計画の構成 | 2 |
| 3 町国民保護計画の見直し、変更手続 | 2 |
| 4 町国民保護計画の周知徹底 | 2 |
| 5 町地域防災計画等との関連 | 3 |
| 6 用語の定義 | 3 |
| 第2章 国民保護措置に関する基本方針 | 7 |
| 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 | 9 |
| 第4章 町の地理的、社会的特徴 | 12 |
| 第5章 町国民保護計画が対象とする事態 | 15 |
| 1 武力攻撃事態 | 15 |
| 2 緊急対処事態 | 18 |
| 第2編 平素からの備えや予防 | 20 |
| 第1章 組織・体制の整備等 | 20 |
| 第1 町における組織・体制の整備 | 20 |
| 1 町の各課室等における平素の業務 | 20 |
| 2 町職員の収集基準等 | 22 |
| 3 消防機関の体制 | 24 |
| 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 | 24 |
| 第2 関係機関との連携体制の整備 | 25 |
| 1 基本的考え方 | 25 |
| 2 県との連携 | 26 |
| 3 近接市町との連携 | 26 |
| 4 指定公共機関等との連携 | 27 |
| 5 ボランティア団体等に対する支援 | 28 |
| 第3 通信の確保 | 28 |
| 第4 情報収集・提供等の体制整備 | 30 |
| 1 基本的考え方 | 30 |
| 2 警報等の伝達に必要な準備 | 30 |
| 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 31 |
| 4 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 33 |
| 第5 研修及び訓練 | 34 |
| 1 研修 | 34 |
| 2 訓練 | 34 |

| | |
|---|----|
| 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え · · · · · | 36 |
| 1 避難に関する基本的事項 · · · · · | 36 |
| 2 避難実施要領のパターンの作成 · · · · · | 37 |
| 3 救援に関する基本的事項 · · · · · | 37 |
| 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 · · · · · | 38 |
| 5 避難施設の指定への協力 · · · · · | 38 |
| 6 生活関連等施設の把握等 · · · · · | 38 |
| 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 · · · · · | 41 |
| 1 町における備蓄 · · · · · | 41 |
| 2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等 · · · · · | 41 |
| 第4章 国民保護に関する啓発 · · · · · | 43 |
| 1 国民保護措置に関する啓発 · · · · · | 43 |
| 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 · · · · · | 43 |
| 第3編 武力攻撃事態等への対処 · · · · · | 45 |
| 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 · · · · · | 45 |
| 1 町の初動体制の確保 · · · · · | 45 |
| 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 · · · · · | 47 |
| 第2章 町対策本部の設置等 · · · · · | 48 |
| 1 町対策本部の設置 · · · · · | 48 |
| 2 通信の確保 · · · · · | 58 |
| 第3章 関係機関相互の連携 · · · · · | 60 |
| 1 国・県の対策本部との連携 · · · · · | 60 |
| 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等 · | 60 |
| 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 · · · · · | 61 |
| 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 · · · · · | 61 |
| 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 · · · · · | 62 |
| 6 町の行う応援等 · · · · · | 62 |
| 7 ボランティア団体等に対する支援等 · · · · · | 62 |
| 8 住民への協力要請 · · · · · | 63 |
| 第4章 警報及び避難の指示等 · · · · · | 64 |
| 第1 警報の伝達等 · · · · · | 64 |
| 1 警報の内容の伝達等 · · · · · | 64 |
| 2 警報の内容の伝達方法 · · · · · | 65 |
| 3 緊急通報の伝達及び通知 · · · · · | 66 |
| 第2 避難住民の誘導等 · · · · · | 66 |
| 1 県からの避難措置の指示の通知 · · · · · | 66 |
| 2 避難の指示の通知・伝達 · · · · · | 66 |
| 3 避難実施要領の策定 · · · · · | 67 |
| 4 避難住民の誘導 · · · · · | 69 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第5章 救援 | 73 |
| 1 救援の実施 | 73 |
| 2 関係機関との連携 | 73 |
| 3 救援の内容 | 74 |
| 第6章 安否情報の収集・提供 | 75 |
| 1 安否情報の収集 | 75 |
| 2 県に対する報告 | 76 |
| 3 安否情報の照会に対する回答 | 76 |
| 4 日本赤十字社に対する協力 | 77 |
| 第7章 武力攻撃災害への対処 | 78 |
| 第1 武力攻撃災害への対処 | 78 |
| 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 78 |
| 2 武力攻撃災害の兆候の通報 | 78 |
| 第2 応急措置等 | 79 |
| 1 退避の指示 | 79 |
| 2 警戒区域の設定 | 80 |
| 3 応急公用負担等 | 81 |
| 4 消防に関する措置等 | 81 |
| 第3 生活関連等施設における災害への対処等 | 83 |
| 1 生活関連等施設の安全確保 | 83 |
| 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 84 |
| 第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処 | 85 |
| 第8章 被災情報の収集及び報告 | 90 |
| 第9章 保健衛生の確保その他の措置 | 91 |
| 1 保健衛生の確保 | 91 |
| 2 廃棄物の処理 | 92 |
| 第10章 国民生活の安定に関する措置 | 93 |
| 1 生活関連物資等の価格安定 | 93 |
| 2 避難住民等の生活安定等 | 93 |
| 3 生活基盤等の確保 | 93 |
| 第11章 特殊標章等の交付及び管理 | 94 |
| 第12章 町の特性に応ずる対処 | 96 |
| 1 市街地における対処 | 96 |
| 2 中山間地域における対処 | 97 |
| 3 ダム及び水力発電に係る武力攻撃災害への対処 | 98 |
| 第4編 復旧等 | 99 |
| 第1章 応急の復旧 | 99 |
| 1 基本的考え方 | 99 |
| 2 公共的施設の応急の復旧 | 99 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第2章 武力攻撃災害の復旧 | 100 |
| 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 101 |
| 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 101 |
| 2 損失補償及び損害補償 | 101 |
| 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 101 |
| 第5編 緊急対処事態への対処 | 102 |
| 1 緊急対処事態 | 102 |
| 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | 102 |
| 資料編 | 103 |
| 第1 関係機関等の連絡調整先 | 104 |
| 第2 避難予定場所（さつま町指定避難所） | 107 |
| 第3 さつま町特殊標章及び身分証明書に関する交付要領 | 109 |
| 第4 広報案文 | 118 |
| 1 弾道ミサイル攻撃の場合 | 118 |
| 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 | 119 |
| 3 化学剤を用いた攻撃の場合 | 119 |
| 第5 さつま町避難実施要領モデル | 120 |
| 1 目的 | 120 |
| 2 避難実施要領モデル | 120 |
| ① 避難実施要領共通モデル | 121 |
| ② 弾道ミサイル攻撃に対する避難実施要領 | 124 |
| ③ 航空攻撃に対する避難実施要領 | 126 |
| ④ 大規模イベント会場等を対象とした爆破テロ等に対する避難実施要領 | 128 |
| ⑤ ゲリラ・特殊部隊の攻撃に対する避難実施要領 | 130 |
| ⑥ 着上陸侵攻に対する避難実施要領（Ver. 1） | 133 |
| ⑦ 着上陸侵攻に対する避難実施要領（Ver. 2） | 136 |
| ⑧ 武力攻撃原子力災害に対する避難実施要領 | 137 |
| ⑨ ダムへの攻撃に対する避難実施要領 | 140 |
| ⑩ 共通的留意事項 | 143 |

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務（法3②、16関係）

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ（法35関係）

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる以下の事項について定める。

- ① 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 町が実施する法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護の措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続 (法35⑧関係)

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重とともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 町国民保護計画の周知徹底

(1) 町国民保護計画の周知

町国民保護計画の内容は、県、近隣市町、指定地方公共機関などの関係防災機関に周知徹底させるとともに、本計画の基本的な考え方などについて住民への周知を図る。

(2) 町国民保護計画の運用・習熟

町国民保護計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、武力攻撃事態等においては迅速かつ的確な運用ができるようにしておくものとする。

5 町地域防災計画等との関連

町国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、風水害、地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するための計画であり、別の法体系によるものである。

しかしながら、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。

そこで、本計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのない事項については、町地域防災計画等の定めの例により対応する。

6 用語の定義

町国民保護計画において用いる用語等の表記及び定義は、次のとおりとする。

(1) 法令の表記

| 用語等 | 定義 |
|----------|--|
| 事態対処法 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号） |
| 事態対処法施行令 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号） |
| 法 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） 特に必要な場合のみ国民保護法と記載する。 |
| 令 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号） |
| 安否情報省令 | 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号） |
| 国際人道法 | 第1ジュネーヴ条約、第2ジュネーヴ条約、第3ジュネーヴ条約、第4ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称 |
| 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 警職法 | 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号） |

(2) 機関名等の表記等

| 用語等 | 定義 |
|-------------------|--|
| 国 の 対 策 本 部 | 事態等対策本部、緊急対処事態対策本部 |
| 国 の 現 地 対 策 本 部 | 武力攻撃事態等現地対策本部、緊急対処事態現地対策本部 |
| 国 の 対 策 本 部 長 | 武力攻撃事態等対策本部長 |
| 国 の 現 地 対 策 本 部 長 | 武力攻撃事態等現地対策本部長、緊急対処事態現地対策本部長 |
| 県 対 策 本 部 | 鹿児島県国民保護対策本部、鹿児島県緊急対処事態対策本部 県の区域において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。 |
| 県 現 地 対 策 本 部 | 県対策本部の事務の一部を行う組織 |
| 県 対 策 本 部 長 | 鹿児島県国民保護対策本部長、鹿児島県緊急対処事態対策本部長 |
| 町 対 策 本 部 | 町国民保護対策本部、町緊急対処事態対策本部 町の区域において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。 |
| 町 対 策 本 部 長 | 町国民保護対策本部長、町緊急対処事態対策本部長 |
| 町 現 地 対 策 本 部 | 町対策本部の事務の一部を行う組織 |
| 指 定 行 政 機 関 | 次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるものをいう。 1 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに官内庁法第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに官内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関 |
| 指 定 地 方 行 政 機 関 | 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（官内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに官内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。） その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 |
| 指 定 公 共 機 関 | 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 |
| 指 定 地 方 公 共 機 関 | 県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。 |

| | |
|---------|--|
| 指定公共機関等 | 指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。 |
| 連協等 | 県の組織で地域振興連絡協議会及び各支庁をいう。 |
| 警察官等 | 警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官をいう。 |
| 消防機関 | 市町村が消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。 |
| 海上保安部長等 | 政令で定める管区海上保安本部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。 |

（3）特定の用語等

| 用語等 | 定義 |
|----------|--|
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 |
| 事態認定 | 武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 必要に応じて「災害」と記載する。 |
| 基本指針 | 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施について、国としての基本的な方針を示したもので、本計画を定める際の基準となるものをいう。 |
| 対処基本方針 | 武力攻撃事態等に至ったときの、国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な指針をいう。 |
| 避難住民等 | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。 |
| 要避難地域 | 住民の避難が必要な地域をいう。 |
| 避難先地域 | 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 |

| | |
|-------------|--|
| 避 難 施 設 | 住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設として、知事があらかじめ指定した施設をいう。 |
| 収 容 施 設 | 避難所、応急仮設住宅等、避難等に本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために知事等が提供する施設をいう。 |
| 要 配 慮 者 | 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。 |
| 緊 急 物 資 | 避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。 |
| N B C 攻撃 | 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。 |
| ダーティボム | 放射性物質を混入させた爆弾をいう。 |
| 緊急消防援助隊 | 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。 |
| 自 主 防 災 組 織 | 住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織(災対法第5条第2項)をいう。 |
| 安 否 情 報 | 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。 |
| 生活関連等施設 | 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、令第27条に規定する施設をいう。 |
| 危 険 物 質 等 | 引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質(生物を含む。)で令第28条で定めるものをいう。 |
| 警 戒 区 域 | 武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域をいう。 |
| 生活関連物資等 | 食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活と関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務をいう。 |
| 特定公共施設等 | 港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。 |
| 緊 急 通 行 車 両 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のため措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。 |

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重（法5関係）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法6関係）

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法8関係）

町は、武力攻撃事態等においては、国民に必要な情報を提供することが重要であるため、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法3④関係）

町は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と必要な情報の共有化を図るとともに、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法4関係）

町は、国民保護法の規定により避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助等について国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9関係）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する。

特に情報の伝達に当たっては、要配慮者に対し、確実に情報が伝達されるよう努める。また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争

において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法7関係）

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保証することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22関係）

町は、国、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容」に応じ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 本町の特性に配慮

町は中心部の市街地部と周辺の中山間地域に大別され、一級河川川内川が貫流している。また上流部には重力式ダムの立地があり、そのような地理的特性及び社会的特性にも十分配慮する。

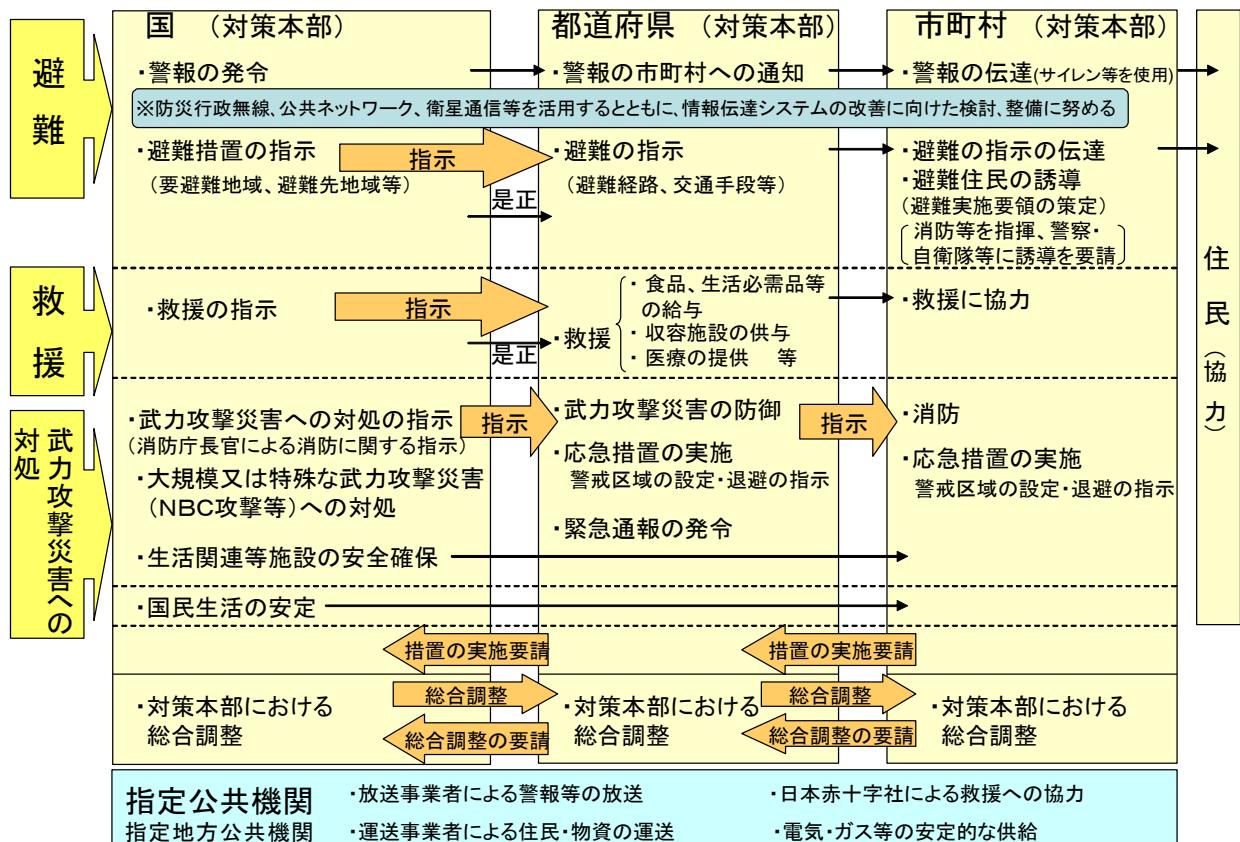
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

○ 町の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| さつま町 | <ol style="list-style-type: none"> 国民保護計画の作成 国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 緊急対処事態に関する措置の実施 |

○ 消防本部の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|----------|---|
| さつま町消防本部 | 1 組織の整備、訓練 2 避難住民の誘導、その他住民の避難に関する措置の実施 3 救援、安否情報の収集その他の避難住民等の救援に関する措置の実施への協力 4 武力攻撃災害の防除及び軽減、消防、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 5 緊急対処事態に関する措置の実施 |

○ 県の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 鹿児島県 | 1 国民保護計画の作成 2 鹿児島県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 12 緊急対処事態に関する措置の実施 |

○ 指定地方行政機関の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------|---|
| 九州管区警察局 | 1 管区内各警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 |
| 九州防衛局 | 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 |
| 九州総合通信局 | 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 |
| 九州財務局 | 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 |
| 長崎税関 | 1 輸入物資の通関手続 |

| | |
|-------------------|--|
| 九 州 厚 生 局 | 1 救援等に係る情報の取集及び提供 |
| 鹿 児 島 労 働 局 | 1 被災者の雇用対策 |
| 九 州 農 政 局 | 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 |
| 九 州 森 林 管 理 局 | 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 |
| 九 州 経 済 産 業 局 | 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 |
| 九 州 産 業 保 安 監 督 部 | 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全 |
| 九 州 地 方 整 備 局 | 1 被災地における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 |
| 九 州 運 輸 局 | 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安 |
| 福 岡 管 区 気 象 台 | 1 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 九 州 地 方 環 境 事 務 所 | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |

○ 指定地方公共機関の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------------|---|
| 電 気 事 業 者 | 1 電気の安定的供給 |
| ガ ス 事 業 者 | 1 ガスの安定的供給 |
| 運 送 事 業 者 | 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び物資の運送の確保 |
| 電気通信事業者 | 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い |
| 病 院 そ の 他 の 医 療 機 関 | 1 医療、看護の確保 |
| 放 送 事 業 者 | 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 |
| 道 路 管 理 者 | 1 道路の管理 |
| 日 本 銀 行 | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 |
| 日 本 赤 十 字 社 | 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 |
| 郵 便 事 業 を 営 む 者 | 1 郵便の確保 |
| 災 害 研 究 機 関 | 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等 |

【資料編 1 関係機関等の連絡調整先 P104参照】

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本町は、鹿児島県の北西部、北薩地域の中心部に位置し、北緯31度49分から32度0分、東経130度20分から130度37分にあって、北は大口市、出水市と接し、東は霧島市、西及び南は薩摩川内市と接している。

町は、東西27.3km、南北22.0kmの範囲に及び303.43km²の面積を有し、鹿児島県の3.3%を占めている。

地形の特徴としては、一般に小山系、小河川と点在する小平野からなり、紫尾山(1,067m)から分岐する丘陵地が広がっている。また、町の中心部を一級河川川内川が貫流し、この川内川には、山間部の急峻な地形を利用し、発電と洪水調節を目的とした西日本最大級の鶴田ダムがある。

本町の基盤の地質は、四万十層群で地質時代は中生代白亜紀とされている。また、川内川及びその支流域には沖積層が堆積している。この沖積層は現在堆積が進行している地層で、砂、シルト、粘土、桜島や霧島火山噴出のローム層や黒色火山灰層等がある。

(2) 気候

気候は、太平洋岸気候区に属しているが、周囲を山々に囲まれた盆地であるため夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候となっている。降雨量は、年間2,300mm~2,400mmを超えるが、鹿児島県平均の2,200mmと比較しても多く、特に6月には約600mmと年間を通じて最も多くの雨量がある。また、6月から7月にかけての梅雨、8月から9月にかけての台風シーズンの時期には、集中豪雨、暴風雨に見舞われることも多く、各地でかけ崩れや道路の決壊、耕地の冠水などの被害が発生している。

年間の最高気温は36°C、最低気温は-4.6°Cであり、平均気温は17°Cである。冬には紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することもある。

(3) 人口分布

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は20,243人で、平成27年の調査と比較すると2,157人減少しており、減少率で10%の減少となっている。

また、高齢化の状況は、令和2年の国勢調査で8,447人、率にして41.7%と町民の2.4人に1人が65歳以上の高齢者となっている現状であり、本町の高齢化は、県全体より20年、全国より35年早く進行しており、過疎化・高齢化が一段と進行している。

(参考) 人口及び世帯数 (令和2年度国勢調査)

(4) 道路の位置等

交通条件は、国道3路線（国道267号、328号、504号）が町の中心部で交差しており、それを補完する主要地方道2路線、一般県道16路線と町道1,171路線768kmが、さらには、川薩広域農道、農免農道が町内全域を網羅しており、町民の生活環境と産業経済振興の基礎として重要な役割を担っている。

また、一般国道504号線は、地域高規格道路の指定を受け、将来的には高速交通体系を活かした産業経済への波及が期待される。



(5) 鉄道、空港の位置等

町の東方（霧島市）に鹿児島空港や九州縦貫自動車道横川IC、西方（薩摩川内市）に九州新幹線川内駅、出水駅がありいずれも1時間以内で行くことができる位置にある。

(6) その他

本町の中心部を一級河川川内川が流れている。川内川は熊本県球磨郡の白髪岳を源流に宮崎県西諸県盆地を通って、鹿児島県に入り、大口市、さつま町、薩摩川内市の市街地を通り東シナ海に注いでいる。

また、そのほぼ中央部（河口から51km地点）に治水と発電を目的とした鶴田ダム（重力式ダム）がある。



鶴田ダムの概要

| | |
|-----------|--------------------------|
| 型 式 | 重力式コンクリートダム |
| 流 域 面 積 | 805 km ² |
| 提 高 | 117.5m |
| 提 長 | 450m |
| 提 体 積 | 1,403,000 m ³ |
| 総 貯 水 容 量 | 12,300万m ³ |
| 有効貯水容量 | 9,800万m ³ |
| 洪水調節容量 | 9,800万m ³ |
| 発 電 | 最大出力12万kW (第2発電所1万5千kW) |

一方、本町の西側には鹿児島県北薩地方最高峰「紫尾山」（標高1,067m）がそびえたち、その山頂部には、警察関係をはじめ民間のテレビ局等さまざまな通信機関の中継塔が林立している。

川内川流域及び紫尾山周辺は鹿児島県立自然公園として指定を受けている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

1 武力攻撃事態の類型

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弹道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 類型ごとの特徴

① 着上陸侵攻の場合

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上

・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。

| | |
|-------------|--|
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none">・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。・ 他国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。・ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。・ 被害は、主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 |
| 留 意 点 | <ul style="list-style-type: none">・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。 |

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

| | |
|-------------|---|
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none"> 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設、自衛隊施設などに対する注意が必要である。 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。 ダーティボムが使用される場合がある。 |
| 留 意 点 | <ul style="list-style-type: none"> ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、市町村、県警察は、第十管区海上保安本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 事態の状況により、知事が緊急通報を発令したり、市町村長又は知事が退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。 |

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

| | |
|-------------|---|
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none"> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 通常弾頭の場合には、N B C弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 |
| 留 意 点 | <ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。 |

④ 航空攻撃の場合

| | |
|-------------|--|
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを他国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。 ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 |
| 留 意 点 | <ul style="list-style-type: none"> 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生拡大の防止等の措置を実施する必要がある。 |

3 NBC攻撃の場合の対応

① 核兵器等

| | |
|-------------|---|
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none">核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 |
| 留 意 点 | <ul style="list-style-type: none">避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことからこれらに対する対処が必要となる。 |

② 生物兵器

| | |
|-------------|--|
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none">生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるがヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 |
| 留 意 点 | <ul style="list-style-type: none">厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。 |

③ 化学兵器

| | |
|-----|--|
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none">一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none">国、市町村等関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。 |

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

| 事 態 例 | 主 な 被 害 の 概 要 |
|-------------------------|---|
| ①原子力事業所等の破壊 | <ul style="list-style-type: none">大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 |
| ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 | <ul style="list-style-type: none">爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 |
| ③危険物積載船への攻撃 | <ul style="list-style-type: none">危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 |
| ④ダムの破壊 | <ul style="list-style-type: none">ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 |

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

| 事 態 例 | 主 な 被 害 の 概 要 |
|---------------------|---|
| ①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 | <ul style="list-style-type: none">爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 |
| ②列車等の爆破 | |

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

| 事 態 例 | 主 な 被 害 の 概 要 |
|-----------------------|--|
| ①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 | <ul style="list-style-type: none">ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 |
| ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 | <ul style="list-style-type: none">生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 |
| ③市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 | <ul style="list-style-type: none">化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。 |
| ④水源地に対する毒素等の混入 | <ul style="list-style-type: none">飲料水摂取による人的被害や農作物等への被害である。 |

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

| 事 態 例 | 主 な 被 害 の 概 要 |
|-----------------------|--|
| ①航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ | <ul style="list-style-type: none">主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 |
| ②弾道ミサイル等の飛来 | |

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課室等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課室等における平素の業務 (法41関係)

町の各課室等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各課室等における平素の業務】

| 課室等名等 | 平素の業務 |
|-----------------------|---|
| 総務課 | <ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する業務の総括に関すること・国民保護協議会の運営に関すること・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること・避難施設の運営体制の整備に関すること・避難実施要領の策定に関すること・安否情報の収集体制の整備に関すること・国民保護措置についての研修及び訓練に関すること・特殊標章等の交付等に関すること・物資及び資材の備蓄等に関すること・国民保護対策本部等における広報体制の整備に関すること・警察、消防、関係団体との連絡調整に関すること・各総合支所との連絡調整に関すること・各部署との連絡調整に関すること |
| 財政課 | <ul style="list-style-type: none">・公共施設及び町有財産の安全確保に関すること・町所有車両の配車計画、管理に関すること・輸送機関の輸送能力に関すること |
| 総合政策課 行革推進室 | <ul style="list-style-type: none">・情報システム管理に関すること・所管施設の安全確保に関すること |
| 税務課 会計課 監査委員事務局 | <ul style="list-style-type: none">・住民の避難誘導に関すること・所管施設の安全確保に関すること |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 町民環境課 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること ・死体の処理並びに埋葬、火葬に関すること ・所管施設の安全確保に関すること |
| ほけん福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ・救援に関する体制の整備に関すること ・要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・高齢者、介護認定者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること |
| こども課 | <ul style="list-style-type: none"> ・救援に関する体制の整備に関すること ・保育園児の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること |
| 農林課 農業委員会 担い手支援室 | <ul style="list-style-type: none"> ・救援用食糧の供給体制に関すること ・農林産物資の供給体制の整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること |
| さつま P R 課 産業・定住支援室 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工団体との連絡調整に関すること ・所管施設の安全確保に関すること |
| 建設課 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋梁等の把握及び整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること |
| 水道課 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の安全確保に関すること ・水の安定供給に関すること |
| 議会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関すること |
| 教育委員会 教育総務課 社会教育課 給食センター | <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校における避難誘導の体制の整備に関すること ・社会教育及び社会体育利用者の避難誘導に関すること ・炊き出しに関すること ・小中学校の応急教育に関すること ・文化財の保護に関すること ・所管施設の安全確保に関すること |
| 鶴田支所 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁各課等の事務分掌に準じた鶴田支所管内の対策に関すること |
| 薩摩支所 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁各課等の事務分掌に準じた薩摩支所管内の対策に関すること |
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急、救助を含む） ・警戒区域の設定に関すること ・住民の避難誘導に関すること ・消防団との連携に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること |

※ 国民保護に関する業務の総括、各課室等間の調整、企画立案等については、総務課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 町職員の参集基準等 (法41関係)

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図るなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

| 体 制 | 参 集 基 準 |
|--------------|---|
| ①情報収集体制 | 総務課職員が参集 |
| ②町危機対策本部体制 | 原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③町国民保護対策本部体制 | 全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集 |

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準 | | 体制 |
|-------|--|--|----|
| 事態認定前 | 町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | | ① |
| | 町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | | ② |
| 事態認定後 | 町国民保護対策本部設置の通知がない場合 | 町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ① |
| | | 町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ② |
| | 町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 | | ③ |

※①の体制を整えるかどうかの判断は、総務課長が行うものとし、②の体制を整えるかどうかの判断は、町長が行うものとする。（町長が不在の際は副町長が行う）

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長の代替職員】

| 名 称 | 代替職員（第1順位） | 代替職員（第2順位） | 代替職員（第3順位） |
|-----|------------|------------|------------|
| 町 長 | 副町長 | 危機管理監 | 総務課長 |

(6) 職員の所掌事務

町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【参集した職員の主な所掌事務】

| 体 制 | 所 掌 事 务 |
|--------------|--|
| ①情報収集体制 | ・県及び消防等関係機関からの情報収集 ・県及び消防等関係機関への情報提供・連絡 ・通信の確保 |
| ②町危機対策本部体制 | ・町国民保護対策本部の対策部、班に準じた所掌事務による。 |
| ③町国民保護対策本部体制 | ・町国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務による。 |

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保
- ⑤ 通信の確保等

3 消防機関の体制 (法41関係)

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法6関係)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| | | 担当課 |
|---------------------|---|--------|
| 損失補償 (法第159条第1項) | 特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) | さつまPR課 |
| | 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項) | さつまPR課 |
| | 土地等の使用に関すること。 (法第82条) | 税務課 |
| | 応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項) | 税務課 |
| | 車両等の破損措置に関すること。 (法155条第2項において準用する災対法76条の3第2項後段) | 税務課 |
| 実費弁償 (法159条第2項) | 医療の実施の要請等によるもの。 (法85条第1・2項) | ほけん福祉課 |

| | | |
|--------------------------|--|-----|
| 損害補償 (法第160条) | 国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) | 総務課 |
| | 医療の実施の要請等によるもの。 (法85条第1・2項) | |
| 不服申立てに關すること。 (法第6条、175条) | | 総務課 |
| 訴訟に關すること。 (法第6条、175条) | | 総務課 |

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に關連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に關連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に關して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

5 町の組織整備等 (法41関係)

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常時消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び収集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保 (法35③④関係)

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保

護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携 (法3④, 16④関係)

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部課室名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議 (法35⑤関係)

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体

制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

【参考：消防、防災における相互応援協定】

| 協定名称 | 応 援 内 容 等 |
|---|---|
| ①鹿児島県内消防相互応援協定 (平成30年12月20日締結) | (対象とする災害) ・高層建築火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの ・大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害 ・石油コンビナート指定地域 ・航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの |
| ②薩摩川内市との間における消防相互応援協定 (平成17年4月1日締結) | 消防組織法第39条の規定に基づく消防相互応援協定 |
| ③伊佐湧水消防組合との間における消防相互応援協定 (平成21年2月1日締結) | 消防組織法第39条の規定に基づく消防相互応援協定 |
| ④霧島市との間における消防相互応援協定 (平成18年2月1日締結) | 消防組織法第39条の規定に基づく消防相互応援協定 |
| ⑤出水市との間における消防相互応援協定 (平成18年10月1日締結) | 消防組織法第39条の規定に基づく消防相互応援協定 |

4 指定公共機関等との連携 (法3④関係)

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、薩摩郡医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との協定】

| 協定先 | 協定名称 |
|--|-----------------------|
| さつま建友会、宮之城建築協会 (平成22年5月18日、同年5月20日締結) | 大規模災害時における応急対策に関する協定 |
| 薩摩郡医師会 (平成18年4月1日締結) | 集団救急事故に伴う医師等の協力に関する協定 |

5 ボランティア団体等に対する支援 (法4③関係)

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び公民館・公民会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部、町社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業

者等で構成された鹿児島地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当っては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

| | |
|--------|--|
| 施設・設備面 | <ul style="list-style-type: none">・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net），全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び防災行政無線等を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| 運用面 | <ul style="list-style-type: none">・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や町社会福祉協議会との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線について、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備・活用

① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に対する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

町は、消防庁から配信される緊急避難行動に関する情報を受信した際は、防災行政無線等を通じて住民に瞬時に情報提供を行うこととする。

なお、住民への情報提供は次のとおりとする。

- ・ 武力攻撃事態における警報（ゲリラ等）
- ・ 武力攻撃予測事態における警報（航空攻撃等）
- ・ 弾道ミサイル攻撃に係る警報
- ・ 緊急対処事態における警報（大規模テロ）

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | | |
|-------------|---|
| 1 | 避難住民（負傷した住民も同様） |
| ① | 氏名（フリガナ） |
| ② | 出生の年月日 |
| ③ | 男女の別 |
| ④ | 住所（郵便番号含む） |
| ⑤ | 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） |
| ⑥ | ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑦ | 現在の居所 |
| ⑧ | 負傷又は疾病の状況 |
| ⑨ | ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| ⑩ | 安否情報の回答等についての希望等 |
| ア | 親族・同居者への回答の希望 |
| イ | 知人への回答の希望 |
| ウ | 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 |
| 2 | 死亡した住民 |
| (上記①～⑥に加えて) | |
| ⑪ | 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑫ | 遺体が安置されている場所 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

| 年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報) | | | | | | | |
|---|---------|------------|-------|-----|---------|-----|-----|
| 平成 年 月 日 時 分 さつま町 | | | | | | | |
| 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域) | | | | | | | |
| (1) 発生日時 平成 年 月 日 | | | | | | | |
| (2) 発生場所 〇〇町〇〇番〇〇号 (北緯 度、東経 度) | | | | | | | |
| 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 | | | | | | | |
| 3 人的・物的被害状況 | | | | | | | |
| 市町村名 | 人 的 被 害 | | | | 住 家 被 害 | | その他 |
| | 死 者 | 行 方 不明者 | 負 傷 者 | | 全 壊 | 半 壊 | |
| | | | 重 傷 | 軽 傷 | | | |
| | (人) | (人) | (人) | (人) | (棟) | (棟) | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を 一 人ずつ記入してください。 | | | | | | | |
| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概 况 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※参考【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練 (法42関係)

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、町消防本部、県警察、自衛隊等との連携による、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、公民館・公民会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、公民館・公民会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集（法52、54関係）

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ バス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与える可能性のある一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 公民館・公民会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 要配慮者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成 (法61関係)

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

【資料編 第5 さつま町避難実施要領モデル P120参照】

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整 (法76関係)

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備すると

とともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (法79関係)

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等(定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力 (法148関係)

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【資料編 2 避難予定場所 (さつま町指定避難所) P 110 参照】

6 生活関連等施設の把握等 (法102関係)

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握とともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※ 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県担当窓口部局】

| 国民保護法施行令 | 各号 | 施設の種類 | 所管省庁名 | 県担当窓口部局 |
|----------|-----|-----------------------|----------------|----------------|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 | 経済産業省 | 地域政策課 危機管理課 |
| | 2号 | ガス工作物 | 経済産業省 | 消防保安課 |
| | 3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 | 厚生労働省 | 生活衛生課 |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 | 国土交通省 | — |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 総務省 | 財産管理課 |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 総務省 | 広報課 道路維持課 |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 | 国土交通省 | 港湾空港課 |
| | 8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省 | 港湾空港課 |
| | 9号 | ダム | 国土交通省 農林水産省 | 河川課 農地整備課 |
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 総務省消防庁 | 消防保安課 |
| | 2号 | 毒劇物（毒物及び劇物取締法） | 厚生労働省 | 薬務課 |
| | 3号 | 火薬類 | 経済産業省 | 消防保安課 |
| | 4号 | 高圧ガス | 経済産業省 | — |
| | 5号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。） | 文部科学省 経済産業省 | 危機管理課 |
| | 6号 | 核原料物質 | 文部科学省 経済産業省 | — |
| | 7号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。） | 文部科学省 | 危機管理課 |
| | 8号 | 毒劇薬（薬事法） | 厚生労働省 農林水産省 | — |
| | 9号 | 電気工作物内の高圧ガス | 経済産業省 | 消防保安課 |
| | 10号 | 生物剤、毒素 | 各省庁 (主務大臣) | 畜産課 危機管理課 |
| | 11号 | 毒性物質 | 経済産業省 | — |

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等に

において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて以下の警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

- ① 来場者確認の徹底等の不審者対策
- ② 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- ③ 職員等による見回り・点検
- ④ ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄 (法142～146関係)

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発 (法43関係)

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民に期待される協力 (法第4条関係)

町は、武力攻撃災害時において住民が自発的に行う協力事項について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- ・ 住民の避難や被災者の救援の援助 (法第70条第1項、法第80条第1項)
- ・ 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助 (法第115条第1項)
- ・ 保健衛生の確保に関する措置の援助 (法第123条第1項)
- ・ 避難に関する訓練への参加 (法第42条第3項)

(2) 住民がとるべき対処等の啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民

への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 備蓄に関する啓発

町は、住民に対し、防災における備蓄品とも関連し、食料品、飲料水、及び生活必需品について、3日間を目安として、各家庭に備えるように啓発を図る。

(4) 町は、日本赤十字社鹿児島県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 町の初動体制の確保

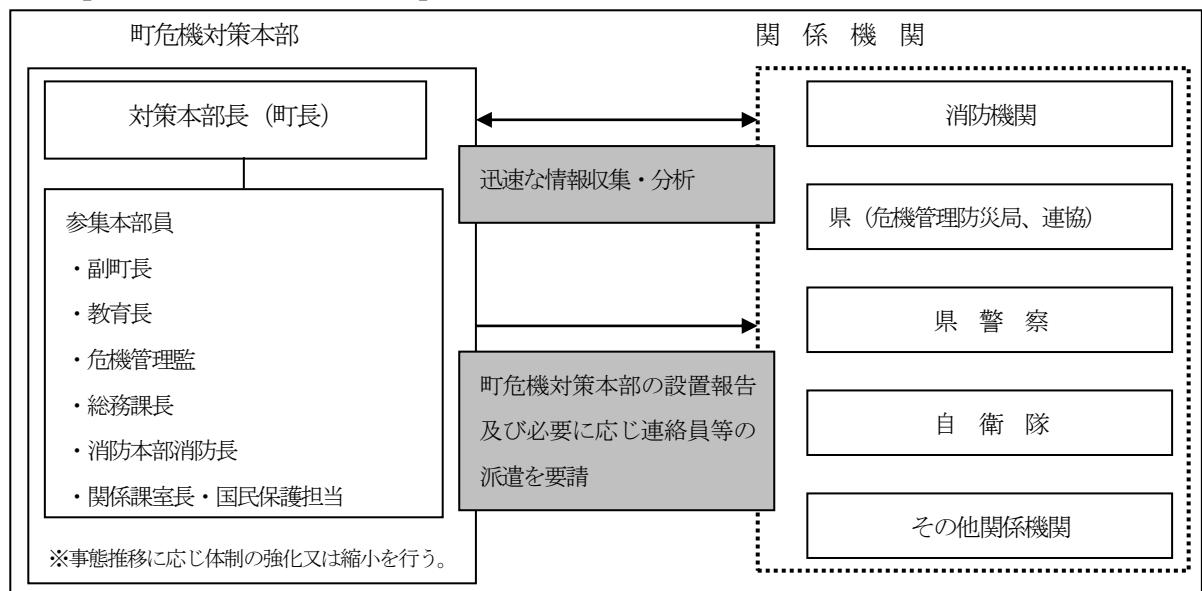
(1) 情報収集体制

町は、当該区域において、武力攻撃災害等の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたものの本町に対して対策本部設置の指定がない場合で、総務課長が必要と認めたときは、速やかに情報収集体制を整え、情報収集に努めるとともに、県及び関係機関との連絡体制を確保する。

(2) 町危機対策本部等の設置

① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県、県警察及び消防機関に連絡を行うとともに、町として的確かつ迅速に対処するため、町危機対策本部を設置する。町危機対策本部は、町対策本部員のうち、総務課長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

※【町危機対策本部の構成等】



② 町危機対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町危機対策本部を設置した旨について、県及び町議会に連絡を行う。

この場合、町危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

町は、町危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するなどの必要な措置を行う。

町は、警職法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

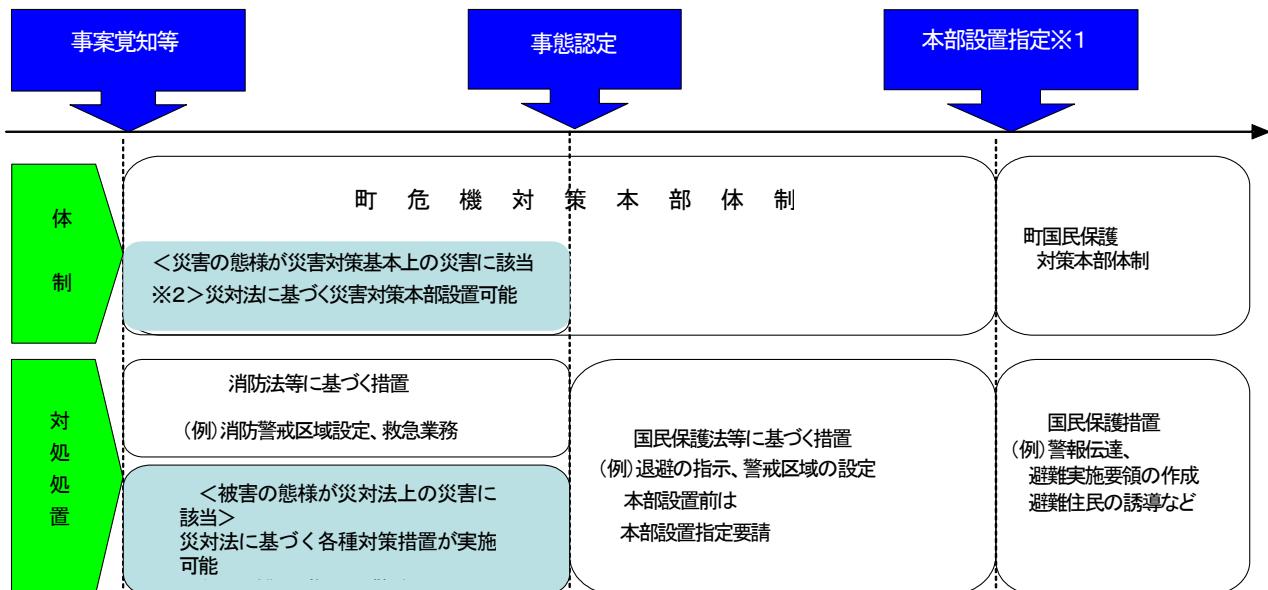
町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 町国民保護対策本部への移行に要する調整

町危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町

対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、町危機対策本部は廃止する。

町対策本部の設置前に災対法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災対法の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発・放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して対策本部を設置すべき指定がなされた場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、又は、町危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置 (法27～30関係)

(1) 町対策本部の設置の手順 (法27①関係)

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

町長は町対策本部を設置したときは、県及び町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉連絡手段（携帯メール等の活用）及び各対策部の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町本庁舎内に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により指定した予備施設の中から町対策本部を設置する。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等 (法26②関係)

町長は、町が市町村対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能 (法28④関係)

① 町対策本部の構成

ア) 町対策本部は、町対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長、本部員で構成する。

本部長は、町長を、副本部長は副町長をもって充てる。

本部員は、教育長及び各課の長をもって充てる。

なお、町長に事故や不測の事態があった場合には、副町長、総務対策部長及びあらかじめ指定された部長の順（地方自治法第152条3項に基づき、さつま町長の職務を代理する職員を定める規則による。）で町長に代わる意思決定を行う。

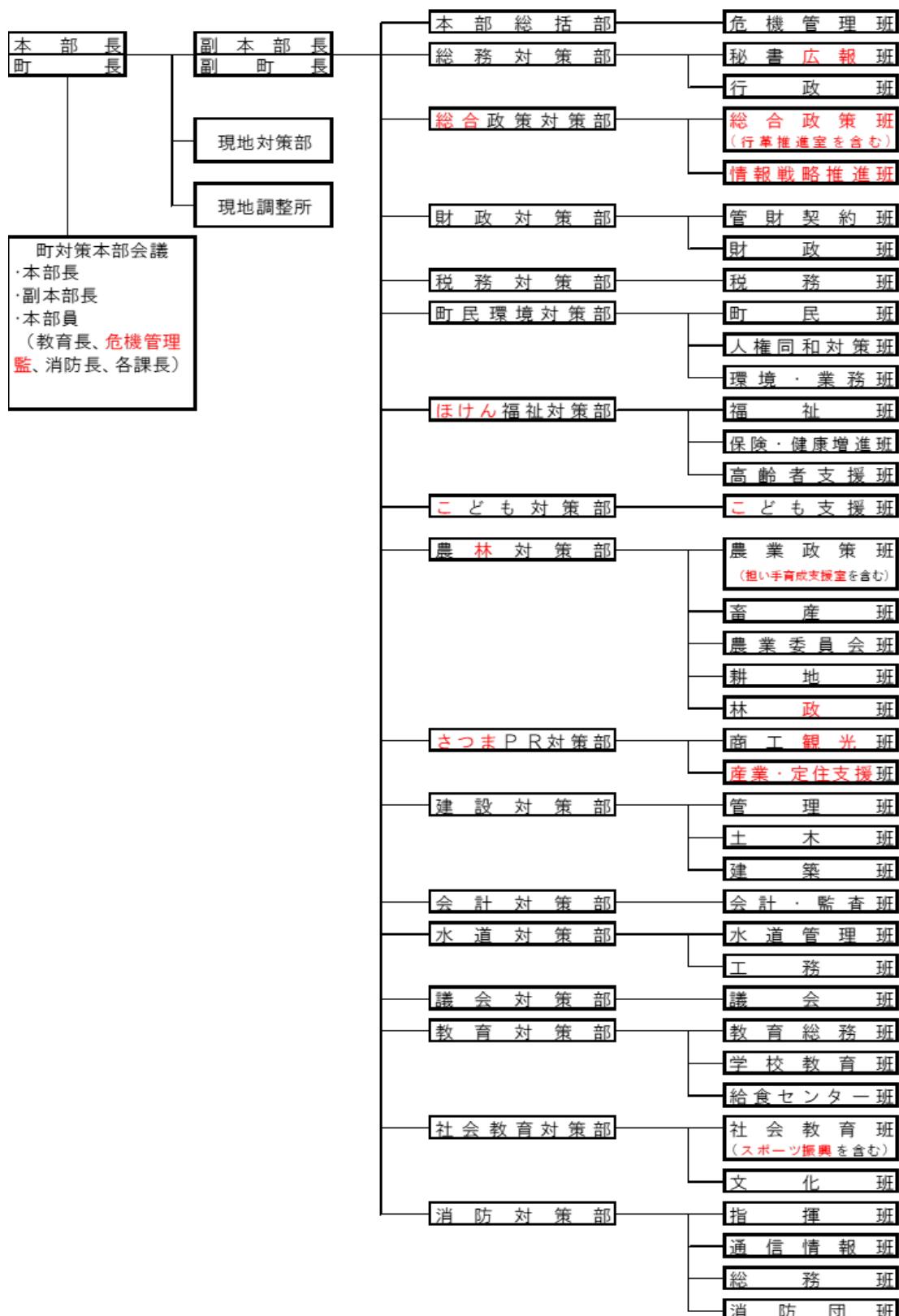
イ) 町対策本部に対策部を置き、各対策部のもとに、各係ごとの職員で構成される班を置き、その所掌事務は別表のとおりとする。

② 町対策本部会議

ア) 本部長は国民保護措置に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ、町対策本部会議を招集する。

イ) 町対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

(別表) さつま町国民保護対策本部組織図



※各対策部は、互いに連携するとともに、各対策部の要員は状況に応じて必要な増員を行うことが出来る。

さつま町国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務

| 対策部名 | 課・室名 | 班名 | 所掌事務 |
|-------|------|-------|--|
| 本部総括部 | 総務課 | 危機管理班 | 1 町国民保護対策本部に関すること。 2 県対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 4 町対策本部会議に関すること。 5 自衛隊の国民保護等派遣に関すること。 6 避難実施要領の策定に関すること。 7 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 8 安否情報の収集、提供に関すること。 9 被害状況の把握及び県、国への報告に関すること。 10 特殊標章等の交付に関すること。 11 避難施設の運営に関すること。 12 無線通信の運用及び保守に関すること。 13 各総合支所との連絡調整に関すること。 14 本部長が特に命じたこと。 |
| 総務対策部 | | 秘書広報班 | 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞い者に関すること。 3 権利利益の救済に係る法制・訴訟に関すること。 4 権利利益に関する文書の保存に関すること。 5 国民保護関係文書の受理、配布及び発送に関すること。 6 被災状況の撮影、記録及び保管に関すること。 7 被害状況等の広報に関すること。 |
| | | 行政班 | 1 職員の災害補償に関すること。 2 職員の健康管理に関すること。 3 災害時における人員の動員及び調製に関すること。 4 他市町村に対する応援派遣に関すること。 5 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。 |
| 財政対策部 | 財政課 | 管財契約班 | 1 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 国民保護措置に必要な町有車両の管理、配車及び民間車両の確保に関すること。 3 各支所との連絡調製に関すること。 |
| | | 財政班 | 1 国民保護対策に必要な経費の財政計画に関すること。 2 応急復旧に関する資金の調達に関すること。 |

| | | | |
|--------------|------------|----------|--|
| 総合政策 対策部 | 総合政策課 | 総合政策班 | 1 復旧計画の総合計画に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 各支所との連絡調整に関すること。 |
| | | 情報戦略推進班 | 1 災害時における情報システムの管理及び応急復旧に関すること。 2 他の班の応援に関すること。 |
| 税務対策部 | 税務課 | 税務班 | 1 災害による町税の減免、猶予等に関すること。 2 被災納付者に対する税の相談に関すること。 |
| 町民環境対策 部 | 町民環境課 | 町民班 | 1 被災者の安否情報及び住所の異動に関すること。 2 外国人の罹災状況調査の支援に関すること。 3 被災住民からの相談に関すること。 |
| | | 人権同和対策班 | 1 同和地区の被害調査及び応急対策に関すること。 |
| | | 環境・業務班 | 1 環境関係施設の被害調査及び対策に関すること。 2 環境衛生及び廃棄物の処理等に関すること。 3 食品衛生に関すること。 4 遺体の処理及び埋葬に関すること。 5 有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。 |
| ほけん福祉 対策部 | ほけん福祉 課 | 福祉班 | 1 社会福祉関連施設の被害調査及び応急対応に関すること。 2 障がい者その他特に配慮を有する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 3 罹災した身体障がい者、知的障がい者等の救援に関すること。 4 民生、児童委員との連絡調整に関すること。 5 日本赤十字社及び社会福祉関係機関との連絡調整に関すること。 |
| | | 保険・健康増進班 | 1 医療、助産活動に関すること。 2 医療、医薬品の供給に関すること。 3 保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること。 4 感染症予防に関すること。 5 被災住民の医療看護、心のケア対策、巡回相談に関すること。 6 各支所との連絡調整に関すること。 |
| | | 高齢者支援班 | 1 罹災した高齢者の救援に関すること。 2 介護認定者の被害調査に関すること。 3 介護保険料の減免、猶予等に関すること。 4 保健福祉対策部の応援に関すること。 |

| | | | |
|-----------------|--------------|--------|---|
| こども支援 対策部 | こども支援課 | こども支援班 | 1 保育、児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 保育園児の安全確保に関すること。 3 罹災した児童、母子世帯の救援に関すること。 4 保護者との連絡調整に関すること。 5 救援物資の受け入れ及び配分に関すること。 6 炊き出しの必要数の把握に関すること。 7 各支所との連絡調整に関すること。 |
| 農林対策部 | 農林課 | 農業政策班 | 1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 食料の調達及び斡旋に関すること。 3 農業被害に対する金融対策等の相談及び指導に関すること。 4 農林水産関係機関との連絡調整に関すること。 5 農産物、特産物の被害調査及び応急対策に関すること。 6 農作物被害予防対策の確立及び普及に関すること。 7 各支所との連絡調整に関すること。 |
| | 担い手育成 支援室 | 畜産班 | 1 家畜及び家畜施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の衛生防疫に関すること。 3 農業政策班の応援に関すること。 |
| | 農業委員会事 務局 | 農業委員会班 | 1 農地及び農道の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農業政策班の応援に関すること。 |
| | | 耕地班 | 1 農用地、耕地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 2 農業用水利に関すること。 3 土地改良区との連絡調整に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。 |
| | | 林政班 | 1 山林、林道等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 治山関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 林業関係団体との連絡調整に関すること。 |
| さつま P R 対 策部 | さつまPR課 | 商工観光班 | 1 商工関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 生活必需品の調達、斡旋等に関すること。 3 商工関係団体との連絡調整に関すること。 4 商工業者に対する融資に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。 6 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 観光客の安全確保、避難誘導等に関すること。 8 工芸センターとの連絡調整に関すること。 |

| | | | |
|-------|--------------|--------|---|
| | | 産業支援班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 製造業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 外国人労働者の避難状況調査に関すること。 3 ものづくり企業団体との連絡調整に関すること。 4 商工観光班の応援に関すること。 |
| 建設対策部 | 建設課 | 管理・土木班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 土木施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 河川等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 道路の情報の収集、伝達に関すること。 5 危険箇所等の警戒及び監視に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 災害用資機材の調達、確保に関すること。 8 建設、土木業者との連絡調整に関すること。 9 各総合支所との連絡調整に関すること。 10 都市施設、公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11 北薩振興局建設部との連絡調整に関すること。 |
| | | 建築班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災者に対する建築相談に関すること。 3 被災者に対する建築相談に関すること。 4 応急仮設住宅の建築に関すること。 5 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 6 管理・土木班の応援に関すること。 |
| 会計対策部 | 会計課 監査事務局 | 会計・監査班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害経理（義援金品の保管を含む）に関すること。 2 出納関係の総括に関すること。 |
| 水道対策部 | 水道課 | 水道管理班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水道復旧計画に関すること。 2 節水、給水等の広報に関すること。 3 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。 |
| | | 工務班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 水源の確保に関すること。 |
| 議会対策部 | 議会事務局 | 議会班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 |

| | | | |
|--------------|------------------------|-----------------------------|---|
| 教育対策部 | 総務課 学校教育課 給食センター | 総務班 | 1 教育対策部の総括に関すること。 2 学校施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 3 小・中学校の応急教育に関すること。 4 災害時における教職員の確保に関すること。 5 文教施設における避難場所の開設に関すること。 6 学校施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 7 県教育委員会との連絡調整に関すること。 |
| | | 学校教育班 | 1 園児、児童及び生徒の被害調査に関すること。 2 園児、児童及び生徒の安全確保、避難誘導に関すること。 3 保護者との連絡調整に関すること。 4 被災児童生徒の給食に関すること。 5 炊き出しに関すること。 |
| | | 給食センター班 | 1 学校給食に関すること。 2 炊き出しに関すること。 |
| 社会教育対策部 | 社会教育課 | 社会教育班 | 1 社会教育及び社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 社会教育及び社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 社会教育及び社会体育団体との連絡調整に関すること。 |
| | | 文化班 | 1 文化施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 2 文化利用施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 |
| 鶴田支所 薩摩支所 | | 町民生活班 農林班 | 1 本庁の各対策部の事務分掌に準じた支所管内の被害調査、報告、応急対策、復旧に関すること。 |
| 消防対策部 | 消防本部 | 指揮班 通信情報班 総務班 消防団班 | 1 消防法に基づく消防活動その他災害応急復旧に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 被災者の避難、誘導、救出、捜索に関すること。 4 警備、警戒、防御活動に関する警察、自衛隊との連絡に関すること。 5 非常無線通信に関すること。 6 消防団との連絡調整に関すること。 7 特殊標章等の交付に関すること。 8 その他救援に関すること。 9 安否情報の収集等に関すること。 |

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

| 名 称 | 住 所 | 連 絡 先 |
|----------------------|-------------------|--------------|
| 日本放送協会鹿児島放送局 薩摩川内報道室 | 薩摩川内市向田本町16-12 | 099-23-2900 |
| (株) 南日本放送 川内支社 | 薩摩川内市原田町3-7 | 099-23-7230 |
| 鹿児島テレビ放送 (株) さつま川内支局 | 薩摩川内市大小路町34-26 | 099-23-6150 |
| (株) 鹿児島放送 | 鹿児島市与次郎2-5-12 | 099-251-5111 |
| (株) 鹿児島讀賣テレビ | 鹿児島市与次郎1-9-34 | 099-285-5555 |
| (株) エフエム鹿児島 | 鹿児島市東千石町1-38 | 099-239-1133 |
| 朝日新聞社 薩摩川内支局 | 薩摩川内市御領下町2-58 | 099-23-3058 |
| 讀賣新聞社 薩摩川内通信部 | 薩摩川内市横馬場町8-22-141 | 099-23-2070 |
| 毎日新聞社 薩摩川内通信部 | 薩摩川内市中郷1-12-9 | 099-23-4072 |
| 南日本新聞社 薩摩川内総局 | 薩摩川内市東向田町4-13 | 099-23-2009 |
| 南日本新聞社 さつま支局 | さつま町轟町5-2 | 099-53-0025 |

(5) 町現地対策本部の設置（法28⑧関係）

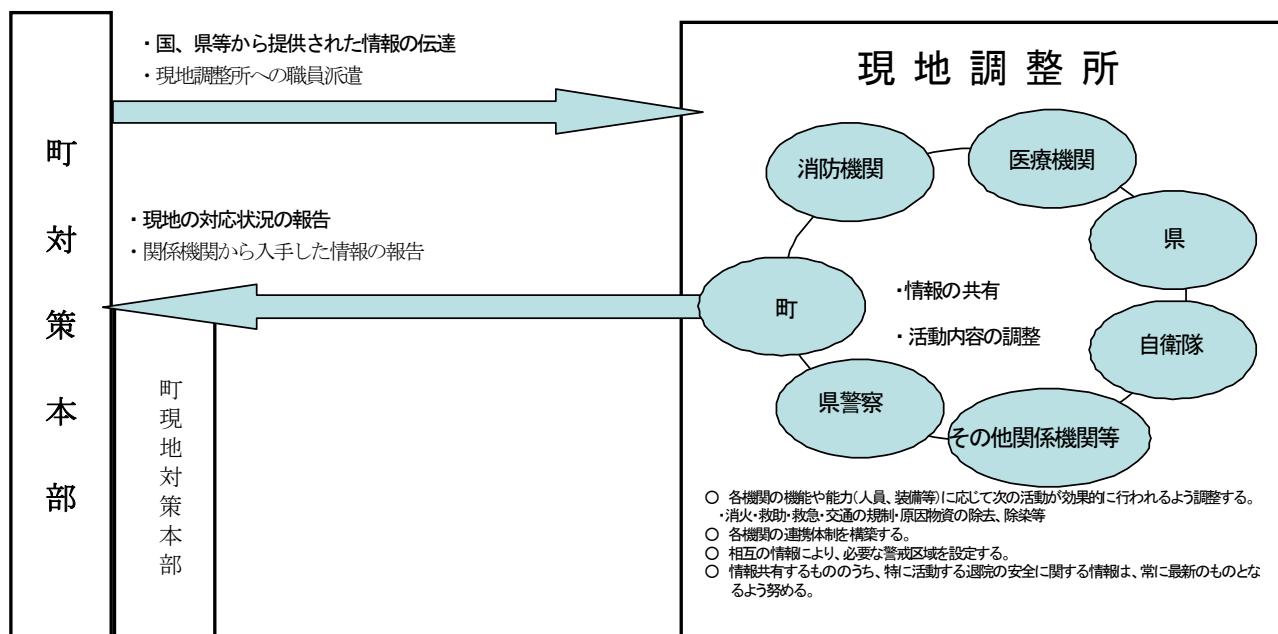
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



(7) 町対策本部長の権限（法29⑤～⑩関係）

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法29⑤関係）

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請（法29⑥⑦関係）

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよ

う要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め（法29⑧関係）

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に關し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法29⑨関係）

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め（法29⑩関係）

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

（8）町対策本部の廃止（法30関係）

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

町長は、町対策本部を廃止したときは、県及び町議会に町対策本部を廃止した旨を連絡する。

2 通信の確保

（1）情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

（2）情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

（3）通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携 (法3④関係)

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急対処事態合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催したときは、合同対策協議会に参加し、国民保護措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）に関する情報を交換し、相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請 (法16④関係)

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 (法16⑤関係)

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (法21③関係)

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に關し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法20関係)

- ① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は町の国民保護協議会委員である隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。
- ② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 (法17～19関係)

(1) 他の市町村長等への応援の要求 (法17関係)

- ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求 (法18関係)

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託 (法19、令4関係)

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場

合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法151～153関係)

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等 (法17, 19関係)
 - ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を町議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法21②関係)
町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等 (法4③関係)

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や公民館長・公民会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県及び町社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配達等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 (法4関係)

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力については、住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 避難住民の誘導 (法70関係)
- 避難住民等の救援 (法80関係)
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (法115関係)
- 保健衛生の確保 (法123関係)

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等 (法47関係)

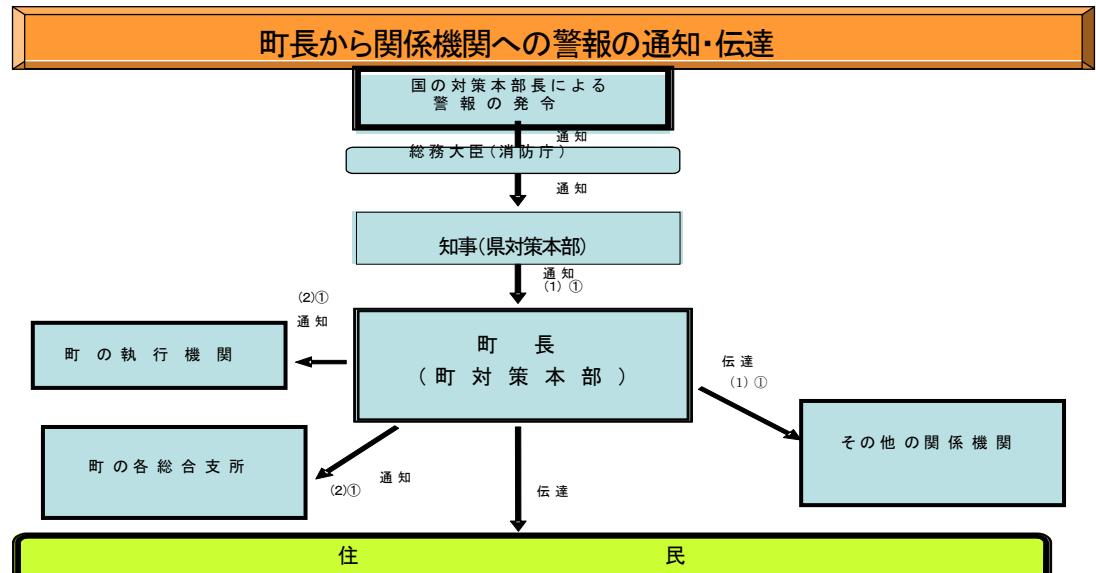
(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡し、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、公民館、公民会、町社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ (<http://www.satsuma-net.jp>) に警報の内容を掲載する。

※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法 (法47関係)

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワーク (Em-Net) 、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、公民館、公民会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合、緊急情報ネットワーク (Em-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部・消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、公民館、公民会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、町は、県警察の所有する手段を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係課との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

-
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

知事は、武力攻撃災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令することとされている。

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

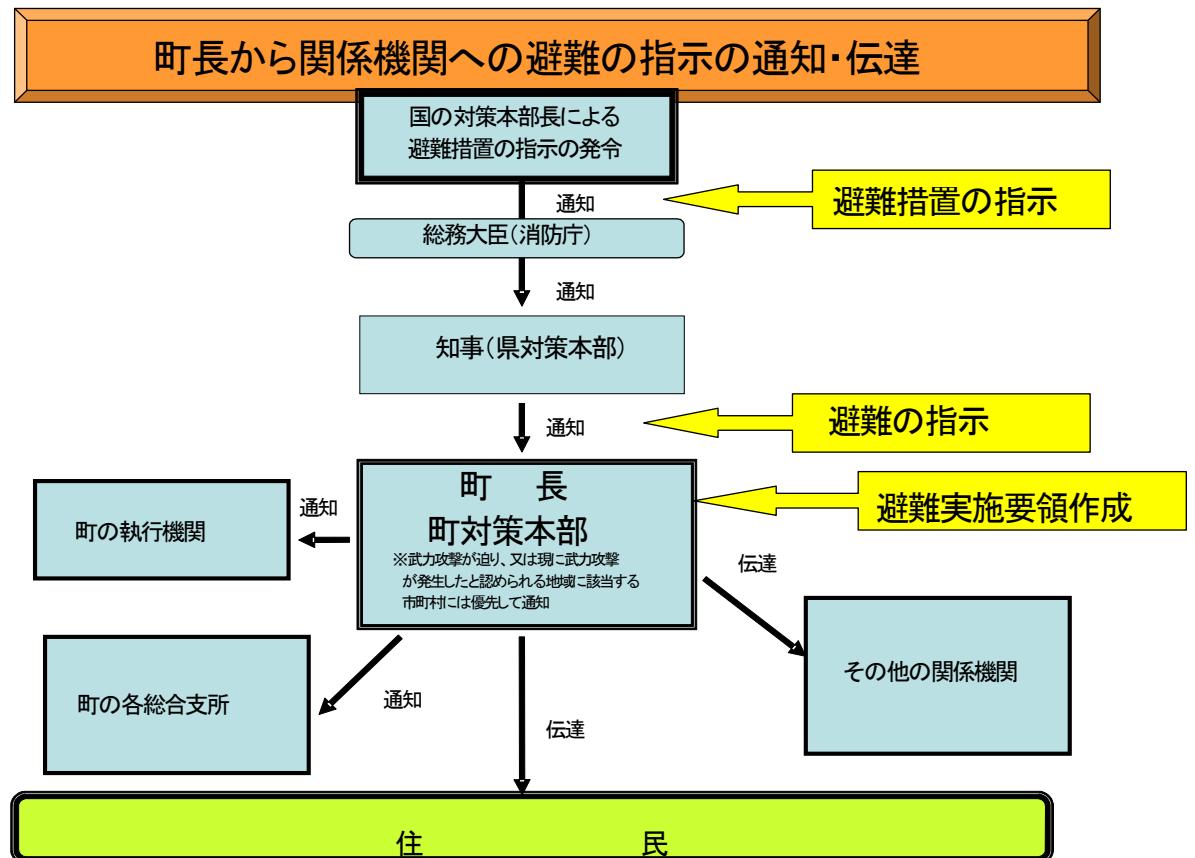
1 県からの避難措置の指示の通知

- ① 町長は、県を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡する。
- ② 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

2 避難の指示の通知・伝達（法54④関係）

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

3 避難実施要領の策定 (法61関係)

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※ 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に關し必要な事項

※ 【国民保護計画の避難実施要領の記載項目】

-
- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - ② 避難先
 - ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ④ 集合時間
 - ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ⑦ 町職員、消防職団員の配置等
 - ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
 - ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ⑩ 観光客等への対応
 - ⑪ 避難誘導中の食料等の支援
 - ⑫ 避難住民の携行品、服装
 - ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒步による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定
・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、
国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※ 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

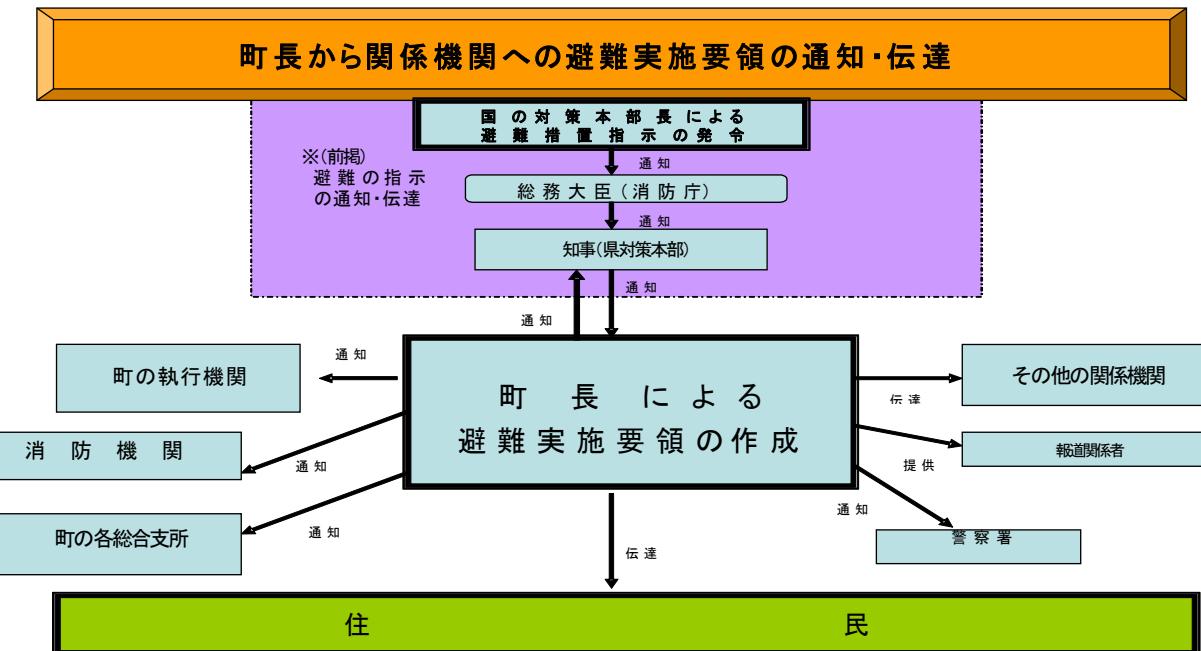
この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等（法61③関係）

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、県、町の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



4 避難住民の誘導 (法62関係)

(1) 町長による避難住民の誘導 (法62関係)

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、公民館、公民会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘

導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、公民館、公民会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法63、64関係）

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や公民館、公民会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応（法66関係）

避難の指示に従わずして要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者である町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等（法18関係）

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域

的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等 (法71, 72関係)

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置 (法69関係)

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

町は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行う救援に関する措置を補助する必要がある。また、知事から救援に関する措置を講ずべき指示があった場合には、町長は、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容や実施方法について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施 (法76関係)

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等 (法16, 18関係)

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、知事からの事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社鹿児島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め（法79関係）

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等（法75③、令10、11関係）

町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

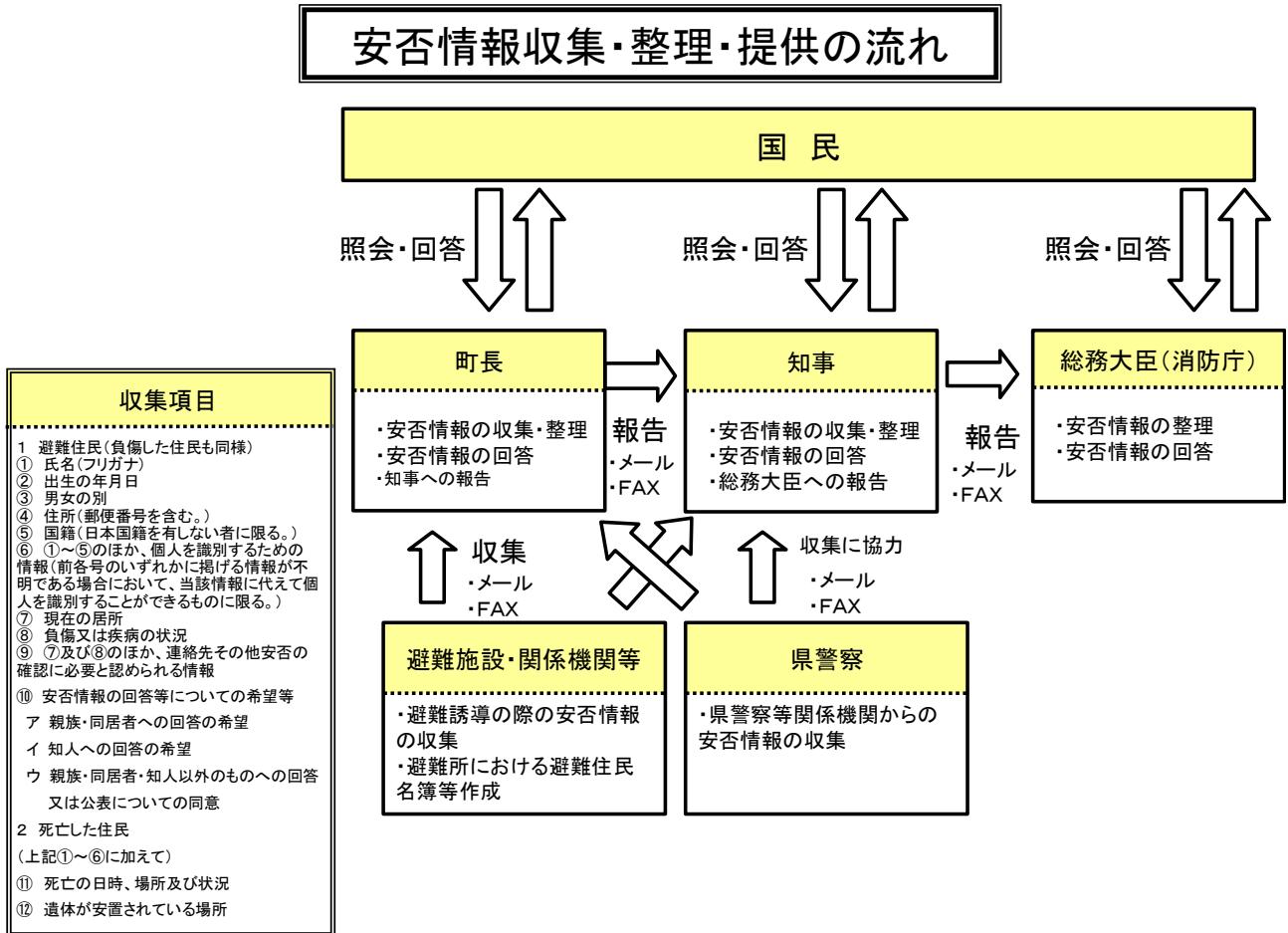
町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集 (法94, 令23~25①関係)

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校等からの情報収集、県警察、指定地方公共機関等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 (法94①, 令25②関係)

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 (法95, 令26関係)

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

-
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
 - ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。
- (3) 個人の情報の保護への配慮
- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
 - ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力 (法96関係)

町は、日本赤十字社鹿児島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の上で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (法97②, ⑥関係)

(1) 武力攻撃災害への対処 (法97②関係)

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請 (法97⑥関係)

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保 (法22関係)

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や資機材の活用等、安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 (法98関係)

(1) 町長への通報 (法98②関係)

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知 (法98③関係)

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 (法112関係)

(1) 退避の指示 (法112①～④関係)

① 町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生の現場から情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

- ② 町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。
- ・N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
 - ・敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等 (法112③, ④, ⑥, ⑦, ⑧関係)

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、

退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等 (法22関係)

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員及び消防団員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員及び消防団員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定 (法114①関係)

(1) 警戒区域の設定 (法114①関係)

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
- NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

-
- ③ 警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
 - ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（法22関係）

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等（法113、令33関係）

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさ発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等（法117、119関係）

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国の対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させる。
- ③ 被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部・消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ぼない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保 (法102③関係)

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連施設の管理者からの支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様に支援する。

(3) 町が管理する施設の安全の確保 (法102③, ④関係)

生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における

対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法103, 令28, 29関係)

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 消防本部等所在町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

町は、薩摩川内市に所在する原子力事業所が武力攻撃災害受けた場合における周囲への影響を鑑み、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施

町は、国民保護その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じて措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)もしくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

② 町長は、消防機関からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

③ 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 町長は、知事から所要の応急対策を講すべき旨の指示を受けた場合は、区域を所轄する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導等

① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

② 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合には、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通報する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

① 町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

② 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに国の対処方針や被害措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

町長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全確保

町長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃への対処

町は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施（法114関係）

町長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施（法107関係）

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携（法97⑥関係）

町長は、N B C攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所が行う消毒の措置に協力する。

町は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データー解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長の権限（法108、令31関係）

町長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限行使する。

| | 対象物件等 | 措置 |
|----|-----------------|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の

名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

| | |
|----|---|
| 1. | 当該措置を講ずる旨 |
| 2. | 当該措置を講ずる理由 |
| 3. | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4. | 当該措置を講ずる時期 |
| 5. | 当該措置の内容 |

(6) 措置に必要な土地等への立入り（法107、109、令32関係）

- ① 町は、知事により汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物（以下「土地等」という。）に立ち入らせることができる。
- ② 他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。
- ③ この場合において、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。
ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

(7) 要員の安全の確保（法22関係）

町長又は消防長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県及び県警察等の関係機関からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告（法126、127関係）

- ① 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にする。
- ③ 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 町は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県及び薩摩郡医師会と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び薩摩郡医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 町は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理 (法124関係)

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法129関係)

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給 (法134②関係)

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者である町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

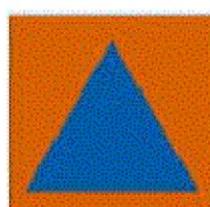
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に
青の正三角形)



(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))



(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理（法158③関係）

町長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 町長

- ・ 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第12章 さつま町の特性に応ずる対処

町は、中心部に一部市街地を形成しているが、郊外部のほとんどは中山間地域が点在している状況である。また、町の北東部には鶴田ダム及び水力発電所が立地しているなど、本町の地理的、社会的特性に応ずる国民保護措置に係る必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 市街地における対処

1 平素からの備え

(1) 把握しておくべき情報

- ① 各地区ごとの昼間、夜間別の所在人口(概数)
- ② 周辺地区を含む生活関連等施設及び大規模集客施設
- ③ ②の施設が攻撃等を受けた場合の被害様相
- ④ 消防機関及び県警察の配置・体制
- ⑤ 医療機関及びベッド数
- ⑥ NBC対処可能医療施設及び資機材

(2) 情報連絡体制の確立

① 関係機関との連絡体制

町は、県、県警察、消防機関及び生活関連等施設等関係機関との相互の情報連絡について、連絡窓口の確認など平素から体制を確立する。

② 公民館・公民会及び大規模集客施設等との連絡体制

町は、防災行政無線等について、市街地の主要地点への放送設備の設置や大規模集客施設等の放送設備への接続など、市街地における警報等の伝達体制を整備するとともに、公民館・公民会及び自主防災組織等との連絡体制を確立する。

また、大規模集客施設等への伝達については、平素から県と協議しておくものとする。

(3) 訓練

町は、県、県警察、消防機関等関係機関と連携して、市街地又はその周辺地区で武力攻撃災害等が発生した場合の警報や避難の指示の伝達、避難の誘導及び災害対処要領等について検討するとともに、防災訓練等と連携して市街地や大規模集客施設等からの住民の避難、救助等について訓練する。

(4) 施設の使用及び物資等の備蓄

町は、避難及び収容施設として利用可能な施設及び土地等の使用について、所有者等との協議のもと表示及び周知させる。

また、食料及び生活必需品の流通備蓄について、町地域防災計画に準じて関係業者との協定を締結する。

2 警報及び避難

(1) 警報及び避難の指示の伝達

警報及び避難の指示の市街地への伝達にあたっては、市街地の主要地点に設置した放送設備や大規模集客施設等の放送設備の活用及び町、消防その他の広報車等により迅速かつ漏れのない伝達を図るとともに、特にパニックの防止に留意する。

(2) 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、交通規制について県警察と緊密に調整し、避難時の混乱を防止するよう誘導員の配置及び運送手段の配置等を行う。

また、大規模な避難を実施する場合は、避難完了までの期間が比較的長期にわたることから、避難のための交通と日常生活のための交通とを適切に調整する。

(3) 市街地周辺地区等への一時避難

① 一時避難の実施の決定

町は、避難の指示で示された運送手段、その配当時期及び事態の状況等を考慮し、市街地周辺地区等への一時避難が必要と認める場合は、一時避難を必要とする地区及び一時避難先を決定する。この際、町の区域を越える一時避難が必要な場合は、事前に県と調整するものとする。

② 一時避難における救援

町は、市街地周辺地区等への一時避難に際し必要と認める場合は、避難施設及び食料・飲料水の提供等の救援を県に要請し、又は自ら実施する。

3 避難住民の救援

避難及び被災住民の救援にあたっては、住民の日常生活との節調を図りつつ、県と連携して施設及び物資等の確保に努める。

2 中山間地域における対処

1 平素からの備え

(1) 把握しておくべき情報

- ① 各地区ごとの住民数・世帯数及び避難時の要援護者数
- ② 各地区に通ずる道路、ヘリコプター着陸適地
- ③ 各地区ごとの一時的に避難する場所及び経路

(2) 通信設備の整備

町は、防災行政無線及び広域に警報を伝達できるサイレン等を整備する。

(3) 訓練

町は、県警察、消防機関等と連携して警報等の伝達及び住民の避難、特に孤立化のおそれのある集落の避難等について訓練する。

2 警報及び避難

(1) 警報及び避難の指示の伝達

警報及び避難の指示の伝達にあたっては、防災行政無線、サイレン及び消防その他の広報車等により迅速かつ漏れのない伝達を図る。

(2) 避難経路の確保

町は、県警察、消防機関等と連携して、利用できる全ての避難経路の状況を確認するとともに、道路途絶が発生している場合は、関係機関と協力して速やかに修復する。

なお、状況によっては、ヘリコプターでの避難について、県と調整する。

(3) 避難及び避難の誘導

避難の実施にあたっては、一括して運送できる場所までの移動は、県及び県警察の意見を聴いた上で自家用車等を含む運送手段を活用して、速やかな避難を図る。

この際、災害時要援護者をはじめ高齢者の避難には、所要の誘導員等を派遣して支援するとともに、武力攻撃等による危険が予測される地区については、自衛隊の国民保護等派遣を要請するなど避難の安全を図る。

(4) 避難完了の確認

町は、県警察、消防機関等と連携して、住居地区及びその他の地区について、避難の完了を確認する。

3 緊急物資の支援

町は、道路途絶等により長期間避難が遅延する場合は、食料、飲料水等の緊急物資の支援を県に要請し、又は自ら支援する。

3 ダム及び水力発電に係る武力攻撃災害への対処

町の北東部には、治水と発電を目的とした重力式の鶴田ダムがある。

鶴田ダムは、提高 117.5m、提頂長 450.0m であり、有効貯水容量は 98,000 万m³、最大発電出力 12 万kW の能力を有する九州で一番高いダムである。

同ダムは生活関連等施設に該当し、その安全を確保しなければ、下流域への洪水等による甚大な被害や電力の供給の低下など国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設であることから、国、県の国民保護計画に基づきその安全確保について必要な措置を行うこととなる。

町としても、町国民保護計画及び町地域防災計画に基づき、国、県及び関係機関と連携してその対処を図る。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等 (法139関係)

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請 (法140関係)

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に關し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧 (法139関係)

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧（法141関係）

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 (法168関係)

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償 (法159、160、令40～44関係)

(1) 損失補償 (法159関係)

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償 (法160関係)

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (法161②関係)

町は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態 (法172②関係)

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

目次

| | | |
|----|---------------------------------|-----|
| 第1 | 関係機関等の連絡調整先 | 104 |
| 第2 | 避難予定場所（さつま町指定避難所） | 107 |
| 第3 | さつま町特殊標章及び身分証明書に関する交付要領 | 109 |
| 第4 | 広報案文 | 118 |
| 1 | 弾道ミサイル攻撃の場合 | 118 |
| 2 | ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 | 119 |
| 3 | 化学剤を用いた攻撃の場合 | 119 |
| 第5 | さつま町避難実施要領モデル | 120 |
| 1 | 目的 | 120 |
| 2 | 避難実施要領モデル | 120 |
| ① | 避難実施要領共通モデル | 121 |
| ② | 弾道ミサイル攻撃 | 124 |
| ③ | 航空攻撃 | 126 |
| ④ | 大規模イベント会場等を対象とした爆破テロ等に対する避難実施要領 | 128 |
| ⑤ | ゲリラ・特殊部隊の攻撃 | 130 |
| ⑥ | 着上陸侵攻（Ver. 1） | 133 |
| ⑦ | 着上陸侵攻（Ver. 2） | 136 |
| ⑧ | 武力攻撃原子力災害対処 | 137 |
| ⑨ | ダムへの攻撃に対する避難実施要領 | 140 |
| ⑩ | 共通的留意事項 | 143 |

第1 関係機関の連絡調整先

(1) 指定地方行政機関等

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | その他の連絡方法 |
|----------------|--------------|--------------|----------|
| 鹿児島気象台 | 鹿児島市東郡元町4-1 | 099-250-9912 | |
| 川内川河川事務所宮之城出張所 | さつま町虎居868-1 | 0996-53-1756 | |
| 鶴田ダム管理所 | さつま町神子3988-2 | 0996-59-2030 | |
| 九州農政局鹿児島農政事務所 | 鹿児島市小川町3-64 | 099-222-0121 | |
| 北薩森林管理署 | さつま町轟町35-3 | 0996-48-4900 | |

(2) 自衛隊

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | その他の連絡方法 |
|---------------|---------------|--------------|----------|
| 陸上自衛隊第12普通科連隊 | 霧島市国分福島2-4-14 | 0995-46-0350 | |

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | その他の連絡方法 |
|------------------|------------------|---------------|----------|
| 宮之城郵便局 | さつま町宮之城屋地2025-1 | 0996-53-1044 | |
| 薩摩郵便局 | さつま町求名3693-4 | 0996-57-0042 | |
| 山崎郵便局 | さつま町山崎109-2 | 0996-56-8111 | |
| 鶴田郵便局 | さつま町鶴田2707-1 | 0996-59-2042 | |
| 西日本電信電話株式会社鹿児島支店 | 鹿児島市松原町4-26 | 0996-258-8211 | |
| 日本赤十字社鹿児島支部 | さつま町宮之城屋地2117-1 | 0996-52-1123 | |
| 日本放送協会鹿児島放送局 | 鹿児島市本港新町4-6 | 099-805-7000 | |
| 九州電力株式会社川内配電営業所 | 薩摩川内市西向田町6-26 | 0996-23-2171 | |
| 電源開発株式会社 | 熊本県人吉市願成寺寺860-13 | 0966-24-3100 | |
| 株式会社南日本放送 | 鹿児島市高麗町5-25 | 099-254-7111 | |
| 鹿児島テレビ放送株式会社 | 鹿児島市紫原6-15-8 | 099-258-1111 | |
| 株式会社鹿児島放送 | 鹿児島市与次郎2-5-12 | 099-251-5111 | |
| 株式会社鹿児島讀賣テレビ | 鹿児島市与次郎1-9-34 | 099-285-5555 | |
| 株式会社エフエム鹿児島 | 鹿児島市東千石町1-38 | 099-239-1133 | |
| 南国交通株式会社空港自動車営業所 | 霧島市溝辺町麓1363-5 | 0995-58-2341 | |
| 鹿児島交通株式会社川内営業所 | 薩摩川内市御陵下町3081 | 0996-23-3181 | |
| 社団法人鹿児島トラック協会 | 鹿児島市谷山港2-4-15 | 0996-261-1167 | |
| 社団法人鹿児島県医師会 | 鹿児島市中央町8-1 | 099-254-8121 | |
| 薩摩郡医師会 | さつま町轟町510 | 0996-53-0326 | |
| 社団法人鹿児島県歯科医師会 | 鹿児島市照国町13-15 | 099-226-5291 | |
| 薩摩郡歯科医師会 | さつま町宮之城屋地1464 | 0996-53-0418 | |
| 社団法人鹿児島県看護協会 | 鹿児島市鴨池新町21-5 | 099-256-8081 | |

(4) 県の機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | その他の連絡方法 |
|-------------------|-----------------|--------------|----------|
| 県危機管理防災局危機管理課 | 鹿児島市鴨池新町10-1 | 099-286-2268 | |
| 北薩地域振興局総務企画部 | 薩摩川内市神田町1-22 | 0996-23-5151 | |
| 北薩地域振興局建設部 | 薩摩川内市神田町1-22 | 0996-22-4075 | |
| 北薩地域振興局保健福祉環境部 | 薩摩川内市隈之城町228-1 | 0996-23-3165 | |
| 北薩地域振興局農林水産部林務課 | さつま町虎居704-2 | 0996-52-4502 | |
| 北薩地域振興局農林水産部耕地課 | さつま町虎居704-2 | 0996-52-4510 | |
| 北薩家畜保健衛生所 | 薩摩川内市上川内町5568-1 | 0996-22-2184 | |
| 北薩地域振興局農林水産部農政普及課 | さつま町虎居704-2 | 0996-52-4514 | |

(5) 警察の機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | その他の連絡方法 |
|--------|-----------------|--------------|----------|
| さつま警察署 | さつま町轟町22-2 | 0996-53-0110 | |
| 薩摩駐在所 | さつま町求名3697-3 | 0996-57-0048 | |
| 屋地交番 | さつま町宮之城屋地1573-2 | 0996-53-0017 | |
| 山崎駐在所 | さつま町山崎1107-3 | 0996-56-8483 | |
| 湯田駐在所 | さつま町湯田510-1 | 0996-55-9851 | |

(6) 消防機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | その他の連絡方法 |
|----------|-----------|--------------|----------|
| さつま町消防本部 | さつま町時吉366 | 0996-52-0119 | |

(7) 町関係機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | その他の連絡方法 |
|--------------|-----------------|--------------|----------|
| さつま町役場 (総務課) | さつま町宮之城屋地1565-2 | 0996-53-1111 | |
| 薩摩支所 | さつま町求名12837 | 0996-53-1111 | |
| 鶴田支所 | さつま町神子663-1 | 0996-53-3111 | |

(8) その他の機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | その他の連絡方法 |
|-------------------|-----------------|--------------|----------|
| 北さつま農業協同組合 | さつま町虎居745 | 0996-53-1121 | |
| 北薩森林組合 | 出水市平和町1437 | 0996-63-2321 | |
| さつま町商工会 | さつま町宮之城屋地1531 | 0996-53-1141 | |
| さつま町土地改良区 | さつま町宮之城屋地1565-2 | 0996-53-2126 | |
| さつま町社会福祉協議会 | さつま町宮之城屋地2117-1 | 0996-52-1123 | |
| さつま町環境センター (し尿) | さつま町広瀬5410 | 0996-53-0013 | |
| さつま町クリーンセンター (ごみ) | さつま町湯田2734-8 | 0996-53-3111 | |
| さつま町やすらぎ苑 (火葬場) | さつま町船木5001-44 | 0996-53-1516 | |

(9) 指定公共機関及び指定地方公共機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|----------------------|-----------------|--------------|
| 宮之城郵便局 | さつま町宮之城屋地2025-1 | 0996-53-1043 |
| 薩摩郵便局 | さつま町求名3693-4 | 0996-57-0042 |
| 山崎郵便局 | さつま町山崎1062-4 | 0996-56-8111 |
| 鶴田郵便局 | さつま町鶴田2707-1 | 0996-59-2042 |
| 西日本電信電話(株)鹿児島支店 | 鹿児島市松原町4-26 | 099-258-8211 |
| 日本赤十字社鹿児島県支部宮之城分区 | さつま町宮之城屋地2117-7 | 0996-52-1123 |
| 日本放送協会鹿児島放送局 | 鹿児島市本港新町4-6 | 099-805-7000 |
| 九州電力株式会社 川内配電事業所 | 薩摩川内市西向田町6-26 | 0996-23-2171 |
| 電源開発株式会社 | 熊本県人吉市願成寺860-13 | 0966-24-3100 |
| (株)南日本放送 | 鹿児島市高麗町5-25 | 099-254-7111 |
| 鹿児島テレビ放送(株) | 鹿児島市紫原6-15-8 | 099-258-1111 |
| (株)鹿児島放送 | 鹿児島市与次郎2-5-12 | 099-251-5111 |
| (株)鹿児島讀賣テレビ | 鹿児島市与次郎1-9-34 | 099-285-5555 |
| (株)エフエム鹿児島 | 鹿児島市東千石町1-38 | 099-239-1133 |
| 南国交通(株)空港自動車営業所 | 霧島市溝辺町麓1363-5 | 0995-58-2341 |
| いわさきバスネットワーク(株)川内営業所 | 薩摩川内市御陵下町3081 | 0996-23-3181 |
| (社)鹿児島県トラック協会 | 鹿児島市谷山港2-4-15 | 099-261-1167 |
| (社)鹿児島県医師会 | 鹿児島市中央町8-1 | 099-254-8121 |
| (社)鹿児島県歯科医師会 | 鹿児島市照国町13-15 | 099-226-5291 |
| (社)鹿児島県看護協会 | 鹿児島市鴨池新町21-5 | 099-256-8081 |

(10) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-------------------|-----------------|--------------|
| 北さつま農業協同組合 | さつま町虎居745 | 0996-53-1121 |
| 北薩森林組合 | さつま町虎居5222-1 | 0996-53-0116 |
| 薩摩郡医師会 | さつま町轟町510 | 0996-53-0326 |
| 薩摩郡歯科医師会 | さつま町屋地1464 | 0996-53-0418 |
| さつま町商工会 | さつま町宮之城屋地1531 | 0996-53-1141 |
| さつま土地改良区 | さつま町宮之城屋地1565-2 | 0996-53-2126 |
| さつま町社会福祉協議会 | さつま町宮之城屋地2117-1 | 0996-52-1123 |
| さつま町社会福祉協議会 鶴田支所 | さつま町神子228-1 | 0996-31-5010 |
| さつま町社会福祉協議会 薩摩支所 | さつま町求名12837 | 0996-57-1477 |
| さつま町環境センター (し尿) | さつま町広瀬5410 | 0996-53-0013 |
| さつま町クリーンセンター (ごみ) | さつま町湯田2734-8 | 0996-53-3111 |
| さつま町やすらぎ苑 (火葬場) | さつま町船木5001-44 | 0996-53-1516 |

第2 避難予定場所 (指定避難所)

1 避難所

| 番号 | 地区名 | 避 難 場 所 (39 指定/37 施設) | 所 在 地 | 電話番号 | 収容 人員 | 地震 | 水害 | 土石 災害 |
|----|-----------|--------------------------|--------------|---------|----------|----|----|----------|
| 1 | 宮之城 屋地 | 宮之城総合体育馆 | 船木 302-1 | 52-1888 | 500人 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | | 屋地樂習館 | 宮之城屋地 887 | 53-1994 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | | 宮之城鐵道記念館 | 宮之城屋地 2036-4 | 53-0525 | 50 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | | 盈進小学校 | 宮之城屋地 1546-3 | 53-1588 | 200 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | | 宮之城中学校 | 宮之城屋地 391 | 53-1588 | 200 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 虎居 | 虎居地区公民館 | 西新町 11-3 | 53-1272 | 120 | ○ | × | ○ |
| 7 | | 県営若草団地集会室 | 虎居町 8-1 | — | 30 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | | 宮之城伝統工芸センター | 虎居 2638 | 52-1313 | 50 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | | 薩摩中央高等学校 | 虎居 1900 | 53-1207 | 300 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 時吉 | 宮之城トレーニングセンター | 時吉 1743 | 52-2610 | 70 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 船木 | 船木農業構造改善センター | 船木 769-1 | 52-1034 | 70 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 柊野 | 柊野地区体育馆 | 柊野 467 | — | 50 | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 平川 | 平川区公民館 | 平川 7446-1 | — | 70 | ○ | ○ | ○ |
| 14 | | 平川地区体育馆 | 平川 2008-2 | — | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 湯田 | 湯田いきいき研修館 | 湯田 900-1 | 55-2180 | 100 | ○ | × | ○ |
| 16 | 佐志 | 佐志交流館 | 広瀬 1178 | 53-0501 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 17 | 山崎 | 山崎交流館 | 山崎 853-1 | 56-8301 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 18 | 久富木 | 久富木区公民館 | 久富木 1791-イ | 56-9900 | 70 | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 二渡 | 二渡営農研修館 | 二渡 4809 | 56-8290 | 70 | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 白男川 | うましき郷きららの楽校 | 白男川 1501-1 | 53-4760 | 150 | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 泊野 | 泊野地区体育馆 | 泊野 451 | — | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 22 | 鶴田 | 鶴田地区コミュニティセンター | 鶴田 3424-1 | — | 60 | ○ | ○ | ○ |
| 23 | | 鶴田小学校 | 神子 661-3 | 59-2017 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 24 | | 鶴田中央公民館 | 神子 666-1 | 59-2022 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 25 | | 鶴田体育馆 | 神子 668-10 | — | 200 | ○ | ○ | ○ |
| 26 | 神子 | 鶴田中央公民館 | 神子 666-1 | 59-2022 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 27 | | 鶴田保健センター | 神子 228-1 | 31-5110 | 100 | ○ | × | ○ |
| 28 | | 鶴田体育馆 | 神子 668-10 | — | 200 | ○ | ○ | ○ |
| 29 | 柏原 | 柏原地区集会施設ほたる館 | 柏原 1637-3 | — | 50 | ○ | ○ | ○ |
| 30 | | 柏原小学校 | 柏原 1588 | 59-8674 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 31 | 紫尾 | 紫尾区公民館 | 紫尾 349-5 | 59-8158 | 50 | × | ○ | ○ |
| 32 | | 紫尾地区体育馆 | 紫尾 362-1 | — | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 33 | 求名 | 薩摩農村環境改善センター | 求名 12753-3 | 57-0970 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 34 | | 求名交流館 | 求名 3356-1 | 57-0881 | 60 | × | ○ | ○ |
| 35 | | 旧求名小学校 | 求名 2737 | 57-0009 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 36 | 中津川 | 中津川交流館 | 中津川 2009 | 57-0884 | 60 | × | ○ | ○ |
| 37 | | 薩摩小学校 | 中津川 4269 | 57-0486 | 100 | ○ | ○ | ○ |
| 38 | 永野 | 薩摩農村環境改善センター | 求名 12753-3 | 57-0970 | 100 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | | | |
|----|--|-----------------------------|-----------|---|----|---|---|---|
| 39 | | 永野ふれあい館 アロン電機㈱第3工場従業員休憩室 | 永野 1022-1 | — | 30 | ○ | ○ | ○ |
|----|--|-----------------------------|-----------|---|----|---|---|---|

2 避難地

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 |
|----|----------------|--------------|
| 1 | 宮之城総合グラウンド | さつま町船木 246-1 |
| 2 | 柏原グラウンド | 〃 柏原 1594 |
| 3 | 薩摩総合グラウンド | 〃 求名 12753-3 |
| 4 | 町内各小・中学校のグラウンド | 各小・中学校の所在地 |
| 5 | 鹿児島県立北薩広域公園 | さつま町虎居5470 |

第3 さつま町特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成19年3月16日

告示第31号

改正 令和元年6月25日告示第19号

令和3年10月1日告示第130号

目次

第1章 総則(第1条～第4条)

第2章 特殊標章の交付等(第5条～第9条)

第3章 身分証明書の交付等(第10条～第13条)

第4章 保管及び返納(第14条・第15条)

第5章 濫用の禁止等(第16条・第17条)

第6章 雜則(第18条・第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、さつま町の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この告示において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この告示において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 町長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 町の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を

除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者

- (2) 消防団長及び消防団員
 - (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (交付の手続)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(第2号様式)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(第1号様式)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(第2号様式)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して返納を

求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(第3号様式)により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(第4号様式)により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

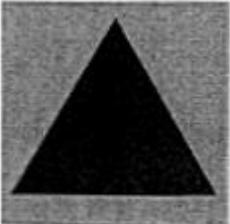
3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

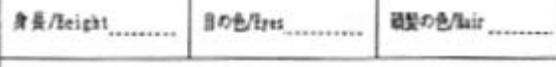
(保管)

-
- 第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。
- (返納)
- 第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があつたときは、特殊標章等を返納しなければならない。
- 第5章 濫用の禁止等
- (濫用の禁止)
- 第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (周知)
- 第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。
- 第6章 雜則
- (雑則)
- 第18条 この告示に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。
- (庶務)
- 第19条 さつま町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。
- 附 則
- この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年6月25日告示第19号)
- この告示は、令和元年7月1日から施行する。
- 附 則(令和3年10月1日告示第130号)
- この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

| 区分 | 表示 | | 制式 |
|-----|----------------------------|---|------------------------------|
| | 位置 | 形状 | |
| 腕章 | 左腕に表示 | | ① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 |
| 帽章 | 帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示 |  | ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 |
| 旗 | 施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示 | | ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 |
| 車両章 | 車両の両側面及び後面に表示 | | ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 |
| | 航空機の両側面に表示 | | (例: さつま町1) |

別図(第2条関係)

| 表面 | 裏面 |
|--|--|
|  <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel</p> <p>氏名 / Name _____</p> <p>生年月日 / Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の要格において、1949年8月12日のジュネーヴ議定書及び1949年8月12日のジュネーヴ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol 1) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日 / Date of issue _____ 証明書番号 / No. of card _____ 許可権者の署名 / Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日 / Date of expiry _____</p> |  <p>身長 / Height 目の色 / Eyes 矢毛の色 / Hair</p> <p>その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information _____</p> <p>血液型 / Blood type _____</p> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印鑑 / Stamp</p> <p>所持者の署名 / Signature of holder</p> |

第1号様式(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

さつま町長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

| | |
|--|--|
| 氏名：(漢字) _____ | 生年月日(西暦) 年 月 日 |
| (ローマ字) _____ | |
| 申請者の連絡先 住 所：〒 _____ ----- 電話番号：----- E-mail：----- | 写真 縦4×横3cm (身分証明書の 交付又は使用許 可の場合のみ) |
| 識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：_____cm 眼の色：_____ 頭髪の色：_____ 血液型：_____ (Rh因子_____) | |
| 標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) ----- ----- ----- | |
| (許可権者使用欄) 資 格：----- 証明書番号：_____ 交付等の年月日：_____ 有効期間の満了日：_____ 返納日：_____ | |

第2号様式(第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

第3号様式(第9条関係)

特殊標章再交付申請書

| | |
|---|---------|
| 年 月 日 | |
| さつま町長 様 | |
| 申 請 者 住 所 _____ (電話 _____) | |
| 氏 名 _____ | |
| <p>1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失(破損等)年月日 3 紛失の状況(破損等の理由) 4 その他必要な事項</p> | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 経 過 欄 |
| | |

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

第4号様式(第12条関係)

身分証明書再交付申請書

| | |
|--|---------|
| 年 月 日 | |
| さつま町長 様 | |
| 申 請 者 住 所 _____ (電話 _____) | |
| 氏 名 _____ | |
| <p>1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項</p> | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 経 過 欄 |
| | |

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
5 ※印の欄は、記入しないこと。

第4 広報案文

(1) 弹道ミサイル攻撃の場合

さつま町危機対策本部から緊急連絡です。

○月○日○○時現在、○○国からの「弾道ミサイル」発射の危険性が差し迫っています。今後は、テレビやラジオを通じて、政府における記者会見やニュース等により情報を入手してください。

また、実際に「弾道ミサイル」が発射され、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合には、サイレンなどで警報を発令しますので、避難に関する情報等に十分に注意して下さい。

《避難について》

避難する場合は、コンクリートなどの堅固な建物のガラス窓から離れた中央部に避難し、エアコンや換気扇を止め、外気を遮断してください。

また、車両運転中の場合には、道路以外の場所、あるいは道路の左端に駐車し、緊急車両の通行の妨げにならないように車を止めて避難してください。

外出先では、可能な限り大型集客施設や地下施設などの屋内に避難し、余裕がない場合には、爆風等を避けられる堅固な遮蔽物に留まってください。

《通報について》

周辺で爆発音（着弾音）と思われる不審な音を聞いた場合には、その音の発信現場からできるだけ遠くに離れ、町や消防、警察などに連絡してください。

《携行品について》

避難に備え、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備してください。

くれぐれも、近隣の住民にも声をかけ合い、冷静で迅速な避難行動を取るようお願いいたします。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

さつま町危機対策本部から緊急連絡です。

○月○日○○時現在、○○地点において武装した潜水艦が発見され、工作員による攻撃の可能性があります。

よって、付近○○地区を要避難地域とする避難警報を発令します。

ただちに、○○地区の住民は避難準備を開始してください。

《避難について》

避難は、町で一斉輸送を行いますので、本日○○時○○分を目途に、○○地区は○○避難場所、○○地区は○○小学校に徒歩で集合してください。

そこから、○○時○○分以降バスなどで○○避難所に移送します。

この際、車両の使用は介護を要する人とその介護者に限ります。

《携行品について》

避難に備え、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備してください。くれぐれも、近隣の住民にも声をかけ合い、冷静で迅速な避難行動をとるようお願いいたします。

(3) 化学剤を用いた攻撃の場合

さつま町危機対策本部から緊急連絡です。

○月○日○時○○分発生した爆発は、「化学兵器（○○剤と推定されます。）」を用いた可能性が高く、非常に危険です。

○○地区の住民は直ちに屋内に避難し、窓を閉め、エアコンや換気扇も止め外気を遮断してください。

できるだけ、窓のない家の中央の密閉性の高い部屋や2階に避難し、屋内に入ったときは、着ていた衣類等をビニール袋に入れて密閉し、手・顔・体を水と石鹼でよく洗ってください。

今後は、テレビやラジオ等により情報を入手することに努めてください。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や防災行政メール及び電話を優先する。

第5 さつま町避難実施要領モデル

(1) 目的

町内において武力攻撃事態や緊急対処事態等の国民保護事案が発生した場合、町は迅速かつ的確に住民を避難させるため、国民保護法第61条により、避難経路、避難手段及び町の体制等、避難に必要な事項を定めた避難実施要領を作成することとされている。

万一、国民保護事案が発生した場合は、可能な限り速やかに避難実施要領を作成する必要があることから、速やかな作成に資するよう、さつま町避難実施要領共通モデルを定め、様々な事案を想定した避難実施要領のパターンを作成するものである。

(2) 避難実施要領モデル

- ① 避難実施要領共通モデル
- ② 弾道ミサイル攻撃に対する避難実施要領
- ③ 航空攻撃に対する避難実施要領
- ④ 大規模イベント会場等を対象とした爆破テロ等に対する避難実施要領
- ⑤ ゲリラ・特殊部隊の攻撃に対する避難実施要領
- ⑥ 着上陸侵攻に対する避難実施要領 (Ver. 1)
- ⑦ 着上陸侵攻に対する避難実施要領 (Ver. 2)
- ⑧ 武力攻撃原子力災害に対する避難実施要領
- ⑨ ダムへの攻撃に対する避難実施要領
- ⑩ 共通的留意事項

【① 避難実施要領共通モデル】

さつま町長
○年○月○日現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

さつま町全域 (○○地区)

ウ 事態の状況等

○○○

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

○○地区

イ 要避難者数

○○○世帯 ○, ○○○名

ウ 避難開始日時

○年○月○日午前・午後○時○分

(3) 関係機関の避難に関する措置等

ア 国の措置

国の事態の認定、対策本部長による避難措置の指示、その他の措置

イ 県の措置

知事の避難の指示、その他の措置

ウ 自衛隊、海上保安庁等の措置

自衛隊の国民保護等派遣、海上保安庁の避難に関する措置等

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

避難の対象住民、避難の開始（終了）時期、避難先、避難のための運送手段及び避難誘導に当たり特に留意する事項その他の避難誘導の基本となる事項
(住民を移動させることが、二次災害につながるおそれがあるときには、屋内避難についても検討)

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

町対策本部の設置時期、場所

また、現地対策本部等を設置する場合は、その設置の時期・場所等

イ 町職員の現地派遣

住民の避難誘導等に当たる職員及び消防職員の派遣の時期・場所等

(3) 輸送要領

- ア 避難に係る一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、避難先等
イ 輸送に当たっての私有車両、私有船舶等の使用規制その他の交通規制等
- (4) 避難実施要領の住民への伝達
防災行政無線や広報車等による住民への避難実施要領の伝達方法及び伝達内容
- (5) 一時避難場所への移動
ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動に当たっての留意事項
イ 要配慮者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等
- (6) 避難誘導の終了
ア 派遣された職員及び消防団は、避難者残留の有無を確認する。
この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
イ 避難の指示に応じない者には、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し又町長の権限により避難を指示する。
ウ 避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを張り付ける。
エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。
- (7) 誘導に際しての留意点
ア 誘導に当たる職員及び消防団員は、防火服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛等を携行する。
イ 誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。
- (8) 住民等に周知する留意事項
ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。
また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し、努めて隣近所一緒に行動すること。
エ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がけ、避難時は避難支援プランを活用して支援する。
オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等、必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート運転免許所等の身分証明書は必ず携行すること。
カ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確實に実施すること。
キ 自治会長、消防団及び民生委員等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、協力して実施すること。
ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。
- (9) 安全の確保
避難の誘導に当たる職員及び消防職員等の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、警察又は国民保護等派遣の自衛隊とともに派遣する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

- (1) さつま町国民保護計画による。
- (2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡調整先

資料編 第1 関係機関の連絡調整先

5 避難住民の受入、救護活動の支援

- (1) 避難施設
資料編 第2 避難予定場所（指定避難所）
- (2) 救護活動
救護所の設置その他の救護活動

【② 弾道ミサイル攻撃に対する避難実施要領】

さつま町長
○年○月○日現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時（弾道ミサイルの予想到達日時）
○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

さつま町全域

ウ 事態の状況等

弾道ミサイルの発射の兆候又は発射
(ミサイルの着弾地域の予測、生物剤・化学剤の可能性)

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

町全域

イ 要避難者数

○○○世帯 ○, ○○○名

ウ 避難開始日時

直ちに避難開始

(3) 関係機関の状況等

国は、○日○時、上記事態を武力攻撃と認定し、着弾又は攻撃が予測される鹿児島県さつま町に対し、警報を発令した。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日○時、町長を本部長とする国民保護対策本部を町役場内に設置した。

イ 災害対処等の準備

ミサイルによる被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を整える。この際、攻撃兵器が、N B C兵器であった場合の対処に留意する。

(3) 住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ密封されたコンクリート屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。
この際、ガラス破片が落下するおそれのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難する。

エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。

オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて別に示す

「避難の指示」に従い行動する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

- (1) さつま町国民保護計画による。
- (2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受け入れ、救援活動の支援

- (1) 避難施設
避難実施要領共通モデルに準ずるほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。
- (2) 救援活動の支援
避難実施要領共通モデルに準ずる。

【③ 航空攻撃に対する避難実施要領】

さつま町長
○年○月○日現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

- ア 発生日時（航空攻撃の予想日時）
○年○月○日午前・午後○時○分
イ 発生場所
さつま町全域
ウ 事態の状況等

警告を無視した航空機の編隊の接近等、航空攻撃の兆候
(航空攻撃対象地域の予測、生物剤・化学剤の可能性)

(2) 避難が必要な住民等

- ア 要避難地域
町全域
イ 要避難者数
○○○世帯 ○, ○○○名
ウ 避難開始日時
直ちに避難開始

(3) 関係機関の状況等

国は、○日○時、上記事態を武力攻撃と認定し、着弾又は攻撃が予測される鹿児島県さつま町に対し、警報を発令した。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

(2) 町の体制

- ア 国民保護対策本部の設置
本日○時、町長を本部長とする国民保護対策本部を町役場内に設置した。
イ 災害対処等の準備
航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を整える。この際、攻撃兵器が、N B C兵器であった場合の対処に留意する。

(3) 住民の避難要領等

- ア 直ちに、できるだけ密封されたコンクリート屋内等に避難すること。
この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。
イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。
この際、ガラス破片が落下するおそれのある建物の下は避ける。
ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難する。
エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。
オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて別に示す

「避難の指示」に従い行動する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

- (1) さつま町国民保護計画による。
- (2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受け入れ、救援活動の支援

- (1) 避難施設
避難実施要領共通モデルに準ずるほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。
- (2) 救援活動の支援
避難実施要領共通モデルに準ずる。

【④ 大規模イベント会場等を対象とした爆破テロ等に対する避難実施要領】

さつま町長
○年○月○日現在

1 事態の状況、避難の必要性（考えられる事態の例）

○日○○時、○○総合運動公園において、爆発物と思われる大規模な爆発が発生し、○○競技場観覧席が一部崩壊して多数の死傷者が出ている模様。また、化学剤が散布されたとの未確認情報がある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

ア 事態発生直後の退避

町長は、総合運動公園から半径1000mの地域に警戒区域を設定し、同地域内の住民等に退避を指示し、すみやかに地域外に避難させる。

この際、警戒区域の外周上の要点に避難所・救護所及び化学剤による汚染を除染できるよう除染所を設置して、避難住民等の誘導及び救助を実施する。

イ 事後の避難

被害地域の拡大及び長期化が予想される場合は、警戒区域を更に拡大するとともに、区域内の観客、住民等により避難を指示して安全な地域に避難させる。

また、状況により、当該区域以外の住民等に対しても外出の自粛を要請する。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 緊急対処事態対策本部の設置

本日○時、国の指定に基づき、町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を町役所に設置した。

なお、副町長を長とする現地調整所を○○公民館に設置する。

イ 職員の現地派遣

警戒区域外の要所に避難所を設置して、職員及び消防を派遣し、避難の誘導及び救助を実施する。

ウ 避難場所に救護所を設置して、●●病院救護班を派遣する。

エ 警戒区域内（発生場所を含む）の避難誘導及び化学剤除染等のため、自衛隊の国民保護等派遣の要請を県に要請する。

(3) 避難の方法

ア 事態発生直後の退避

① 爆発音又は銃撃音のする地点から離れるように、風下方向に避難する。この際、警戒区域の外周までは、徒歩により避難する。

② 自力避難が困難な者又は安全に避難できない者は、誘導員による避難の誘導があるまで、近隣の堅牢な建物等のつとめて上の階に避難する。

③ 県道○○号線を主要避難経路として、警察等に対し優先的に安全の確保を要請する。

④ 警戒区域の外側の要所に設置した避難所・救護所において、避難者の受入・識別及び応急救護を実施する。

⑤ 化学剤による汚染の兆候を示す者に対しては、他の避難住民等と隔離し除染及び応急治療を実施する。

⑥ 避難所・救護所には避難用のバス・救急車等を配置し、所定の避難施設、病院

等に搬送する。

イ 事後の避難

① 被害地域の拡大及び長期化が予想される場合は、警戒区域を更に拡大するとともに、区域内の住民等に避難を指示して安全な地域に避難させる。

※ 避難輸送計画は、本事態に該当すると判断されている全ての地区・住民等を対象に、集落等の単位で住民数（要援護者の数）、所要輸送力、避難集合場所、避難経路等を計画しておく必要がある。

② 状況により、当該区域外の住民等に対し外出の自粛を要請する。

(4) 退避の指示及び避難の指示の住民への伝達

ア 防災行政無線や広報車等により退避（避難）の指示を住民に伝達する。この際、近隣の大規模施設や自治会長等に対しても電話等で伝達し、住民への確実な伝達と錯誤の防止を図る。

イ 観光客や外国人に対しても確実に伝達できるよう、集客施設、宿泊施設及び観光協会、国際交流協会等へ伝達する。

ウ 報道事業者に、退避の指示の内容を提供し放送を要請する。

(5) 安全の確保

ア テログループが潜伏している可能性がある場合は、町職員、消防による避難誘導は、警戒区域から外側の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。

イ 化学剤のおそれがある場合は、避難誘導にあたる職員及び消防職員に防護服を着用させ、又は除染後の誘導を実施させ、二次被害の発生を防止する。

3 各部の役割

- (1) さつま町国民保護計画による。
- (2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡調整先 避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受入、救援活動の支援 避難実施要領共通モデルに準ずる。

【⑤ ゲリラ・特殊部隊の攻撃に対する避難実施要領】

さつま町長
○年○月○日現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

○○地区

ウ 事態の状況等

- ・ ゲリラ・特殊部隊の潜入・潜入拠点の構築
- ・ 重要な生活関連施設の破壊

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

さつま町○○地区

イ 要避難者数

○世帯○名

ウ 避難開始日時

○年○月○日午前・午後○時○分

(3) 関係機関の避難に関する措置等

ア 国は、○日○○時、さつま町○○地区にゲリラが潜入したと判断し、同地区の住民の避難について、鹿児島県知事に避難措置を指示した。

イ 知事は、○日○○時、さつま町○○地区の住民に対し、避難を指示した。

ウ 県警察は、同地区に通ずる道路を封鎖し、ゲリラの捜索を実施中である。

エ 知事の要請により、陸上自衛隊○部隊が国民保護等派遣を実施する。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、警察・自衛隊により、避難路の安全を確保した後、○地区の住民を○市へ避難させる。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 緊急事態対策本部の設置

本日午前○時○分、町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を町役場内に設置した。なお、現地対策本部を○○地区に設置した。

イ 職員の現地派遣

自衛隊の派遣部隊とともに各一時避難場所に職員を派遣し、自治会長及び消防団と協力し、避難住民の確認及び誘導を実施する。

(3) 輸送要領

ア 各地区の一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、経路等

イ ○○集落については、一時避難場所までは、自家用車の使用を許可する。

また、武装工作員の潜入地域に近い○集落については、警察・自衛隊が各家を戸別に訪問し、警察・自衛隊の車両により一時避難場所に避難させる。

- ウ 避難経路が遮断された場合は、別に計画するところにより、海上保序の巡視船又は自衛隊のヘリコプターにより避難させる。
- (4) 避難実施要領の住民への伝達
防災行政無線や広報車等による住民への避難実施要領の伝達方法及び伝達内容
- (5) 一時避難場所への移動
ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動に当たっての留意事項
イ 要配慮者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等
- (6) 避難誘導の終了
ア 派遣された職員及び消防団は、避難者残留の有無を確認する。
この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
イ 避難の指示に応じない者には、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し又町長の権限により避難を指示する。
ウ 避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを張り付ける。
エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。
- (7) 誘導に際しての留意点
ア 誘導に当たる職員及び消防団員は、防火服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛等を携行する。
イ 誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。
- (8) 住民等に周知する留意事項
ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。
また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し、努めて隣近所一緒に行動すること。
エ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がけ、避難時は避難支援プランを活用して支援する。
オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等、必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート運転免許所等の身分証明書は必ず携行すること。
カ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確實に実施すること。
キ 自治会長、消防団及び民生委員等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、協力して実施する。
ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。
- (9) 安全の確保
ア 避難誘導にあたる職員及び消防職員等は、警察又は国民保護のため派遣される自衛隊とともに派遣する。
イ 避難の開始は、警察・自衛隊が誘導のための展開を終了した後とする。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

- (1) さつま町国民保護計画による。
- (2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受け入れ、救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準ずる。 (要避難地域の避難施設や救護所を記載)

【⑥ 着上陸侵攻に対する避難実施要領 (Ver. 1) 】

さつま町長
○年○月○日現在

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

国が作成した市町村モデル計画においても、一つの例として「国の総合的な方針を待って対応し、平素から具体的に定めることはしない。」とされていることから、迅速な避難要領作成に資するための避難実施要領のパターン (Ver. 1) 及び避難実施要領作成の基礎資料となる、避難の単位、住民等の概数等について、平素から整理しておくことが必要な事項を記載した (Ver. 2) を作成する。

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

○○地区

ウ 事態の状況等

特殊部隊の攻撃、航空攻撃等及び侵攻部隊・輸送艦船の集結等の着上陸侵攻準備の顕在化

(2) 避難に関する関係機関の措置等

ア 国は、X国による●●諸島方面からの着上陸侵攻の可能性が極めて高いと判断し、●●群島全域の住民を避難させる必要があるとして、鹿児島県知事に当該地域の住民の避難措置を指示した。

イ 県の措置

鹿児島県知事は、○日○○時、●●群島全域の住民に対し、避難を指示した。

2 避難誘導の方法

(1) 町は、島内全域の避難指示に基づき、全住民及び滞在者等について、明日○時避難開始し、県からの割当てを受けたフェリー及び航空機をもって、約1週間を目途に県本土への避難を完了する。

この際、児童・生徒及び要配慮者等の避難を優先するとともに、状況により、●●群島近隣の市町村へ一時避難を実施する。

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日○時、町長を本部長とする国民保護対策本部を町役場内に設置した。

イ 災害対処等の準備

ミサイルや航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を並行して整えた。

ウ 職員の現地派遣

島外への避難出発地となる港湾、空港へ避難者の確認及び誘導のための職員等を

派遣する。

エ 避難先連絡所の設置

明日午後〇時以降、県及び〇〇市の支援を受け、鹿児島連絡事務所を〇〇市〇〇会館（住所：〇〇）に設置する。

(3) 避難の優先区分及び人員数

ア 幼児・児童（小学3年以下）及び保護者1名並びに介護施設等入居者及び付添者

幼児：〇〇名（保護者〇〇名）

児童：〇〇名（保護者〇〇名）

入院患者：〇〇名（付添者〇〇名）

介護施設等入所者：〇〇名（付添者〇〇名）

合計〇〇〇名

イ 学童・生徒（小学4年～中学3年生）及び引率教諭（学年単位1名）

学童・生徒：〇〇名（引率教諭〇〇名）

合計〇〇〇名

ウ 要配慮者には介護者1名

要配慮者：〇〇名（介護者〇〇名）

合計〇〇〇名

エ 一時滞在者

合計〇〇〇名

オ 一般住民

合計〇〇〇名

カ 職務指定者

合計〇〇〇名

(4) 避難者リストの作成

ア 各自治会長、小中学校長及び介護施設等管理者は、前項優先順位区分ごとの避難者リストを作成し、本日午前〇時までに提出。

イ 宿泊施設管理者は、本日午前〇時現在の宿泊者についての避難リストを作成し、明日午前〇時までに提出。

なお、その他の滞在者は、直接、対策本部に届け出るものとする。

(5) 避難要領

ア 避難の単位

避難は、避難の優先順位区分ごとに、各集落、学校及び各介護施設等の単位で実施する。

イ 避難輸送割当て

町の地域防災計画に準ずる。

ウ 避難集合場所への移動

港湾、空港までのチャーターバスの発着場となる公民館、各小中学校への移動は、要配慮者等の特に指定を受けた者を除き、徒歩による移動する。

エ 避難者の確認

避難集合場所の公民館においては自治会長、消防団員等が、港湾、空港においては職員が、避難者リストに基づき避難者を確認する。

オ 島内への一時的な避難

島内への一時的な避難を必要とする場合の避難については、各輸送機関等のバス、トラック等を一括運用して、安全な地域への搬送を実施するものとするが、細

部については当時の状況により、別途計画する。

(6) 避難要領の通知・伝達

ア 避難要領の通知

各集落、中小学校、介護施設単位に、避難日の前日午後6時までに、自治会長、消防団長に避難輸送割当を通知する。

イ 住民への伝達

防災行政無線及び広報車等により逐次情報を伝達するとともに、自治会長、消防団長等を通じ、避難輸送割当てを通知する。

(7) 避難の完了

ア 自治会長、消防団等は、避難の完了した家には確認容易な場所に避難完了マークを張付ける。

イ 避難に応じない者に対しては、警察に要請し、又は町長の権限により避難を指示する。

(8) 避難完了地区の警備

避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 町国民保護計画による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受け入れ、救援活動の支援

(1) 救援活動

島外避難間及び避難所における食料その他の生活必要品及び医療等については、県及び避難先市町村の支援を受ける。

(2) 県本土への避難後、知人宅その他に避難する者は、鹿児島連絡所又は避難所管理者に届け出た後、移動する。

※ その他は、避難実施要領共通モデルに準ずる。

【⑦ 着上陸侵攻に対する避難実施要領 (Ver. 2) 】

さつま町長

避難実施要領作成の基礎資料となる、避難の単位、住民等の概数等については、平素から整理しておくことが必要である。

1 避難の単位

- ・自治会等に基づき区分
- ・病院、介護施設等の入所者
- ・観光客等の一時滞在者

2 避難単位ごとの住民等の概数

- (1) 住民の総数
- (2) 要配慮者の数
- (3) 幼児・児童・生徒数
- (4) 病院等入院者
- (5) 介護施設等入所者
- (6) 観光客等の一時滞在者
- (7) 国民保護その他の公務への従事者

3 避難の優先区分

- (1) 第一優先 要配慮者、幼児（保護者）、児童生徒
- (2) 第二優先 一時滞在者、一般住民
- (3) 第三優先 国民保護措置その他の公務への従事者

4 避難単位の運送所要

バス、介護車両、その他

5 避難する場合の一時避難（集合）場所

「避難施設一覧表」により選定

【⑧ 武力攻撃原子力災害に対する避難実施要領】

さつま町長
〇年〇月〇日現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 警報の内容

X国との関係悪化により、外交努力を尽くすも関係はさらに悪化、国による検討の結果、武力攻撃が迫り、川内原子力関連施設が攻撃目標となり得ると判断され、UPZ内に位置するさつま町においても、避難措置の指示があった。

イ 避難措置の指示

〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分

ウ 攻撃予想場所

川内原子力発電所

エ 事態の状況等

攻撃形態が予想される内容（弾道ミサイル発射の兆候、航空攻撃等）

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域（UPZ内 公民会等）

宮之城屋地、虎居、時吉、船木、柊野、平川、湯田の一部、佐志の一部、山崎、久富木二渡、白男川、泊野、神子の一部、柏原、紫尾

イ 要避難者数

7, 894世帯

17, 211名

ウ 避難開始日時

〇月〇日〇時〇分

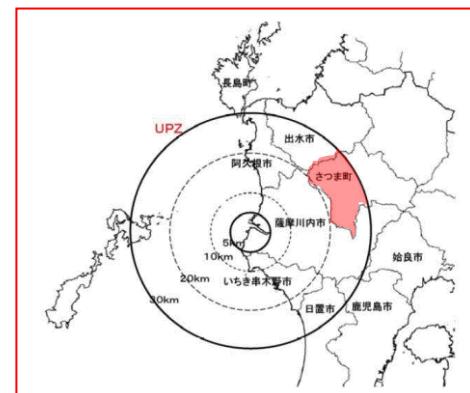
(3) 関係機関の状況等

ア 国の措置

国は、〇日〇時、武力攻撃予測事態が予想されると判断、緊急対処事態の認定現地対策本部を県庁に設置、警戒事態を発令、原子炉の運転停止を命ずるとともに、原発立地地城市町に対し、避難措置の指示

イ 県の措置

県は、危機対策本部を設置、住民避難を円滑に実施するため、防衛大臣に対し自衛隊の部隊派遣を要請、原子力立地地域（7市2町）に避難の指示、救援の実施を指示



2 避難の方法

(1) 避難の全般的方針

町は、UPZ内住民の避難指示を受け、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民をUPZ外に避難させるため、避難準備を周知させ、〇日〇時をもって原子力災害避難計画に基づき避難を開始する。

(2) 町の体制

ア 危機対策（国民保護対策）本部の設置

本日〇時、町長を本部長とする〇〇対策本部を町役場内に設置。

イ 町職員の現地派遣

(住民の避難誘導等に当たる職員及び消防職員の派遣の時期・場所等)

(ア) 職員の派遣時期・配置場所・人数

〇日〇時、各バス避難集合場所へ各〇名又は避難退避時検査場へ〇名

(イ) 職員間の連絡方法

I P 無線機、M A C 無線機・・・

(3) 住民の避難要領

ア 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方々との乗り合い又は、バス避難集合場所に参集し、町等の準備した車両により避難を行う。

イ 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、県を通じて、県バス協会、消防機関、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

ウ 避難状況の確認（残留者の確認方法）

町は県と協力し、個別訪問、避難所における確認等により住民の避難状況を確認する。

エ 避難者状況の早期把握（国への報告）

町は県と協力し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等へ報告を行うものとする。

3 避難退避時検査場

(1) さつま町 柏原グラウンド、薩摩総合運動公園、宮之城総合運動公園

(2) 姶良市 姶良市蒲生体育館、県森林技術総合センター

(3) 略

4 避難施設・避難経路・バス避難集合場所

原子力災害避難計画（地区・公民会別）別表1による。

5 避難誘導に当たっての留意事項

(1) 放射性物質等による被害のおそれが起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。

(2) 放射性降下物の影響をうけるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう誘導する。

(3) 避難誘導は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。

(4) 避難住民に対しては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるよう指示するとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用を指示し、内部被ばくの低減に努める。

(5) 国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害

- 情報を直ちに報告する。
- (6) 汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。
- (7) 誘導に当たる職員及び消防団員に必要な資器材
防護マスク、線量計・線量率計、放射線防護服、手袋、ブーツ、ゴーグル
(武力攻撃事態等の場合、腕章・特殊標章等)

6 住民等に周知する留意事項

- ア 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- イ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がけ、避難時は個別避難計画を活用して支援する。
- ウ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等、必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート運転免許所等の身分証明書は必ず携行すること。
- エ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- オ 自治会長、消防団及び民生委員等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、協力して実施する。
- カ 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

7 安全の確保

- 避難の誘導に当たる職員及び消防職員等の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、警察又は自衛隊とともに行動する。

8 対策本部各部及び消防本部等の役割

- (1) さつま町国民保護計画による。
- (2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

9 連絡・調整先

資料編 第1 関係機関の連絡調整先による。

【⑨ ダムへの攻撃に対する避難実施要領】

さつま町長
○年○月○日現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 国は、○○地域に武装工作員が侵入したことにより、緊急対処事態対策本部を設置、一部拘束された武装工作員によると、鶴田ダムを爆破する可能性が判明、さつま町鶴田ダム地区周辺及び川内川下流域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

イ 避難措置の指示

○年○月○日午前・午後○時○分

ウ 攻撃予想場所

鶴田ダム

エ 事態の状況等

ゲリラ・特殊部隊の潜入・潜入拠点の構築

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

(ア) さつま町 ダム周辺○○地区、川内川下流○○地区

(イ) 薩摩川内市 川内川下流○○地区

イ 要避難者数

○世帯○名

ウ 避難開始日時

○年○月○日午前・午後○時○分

(3) 関係機関の避難に関する措置等

ア 国は、○日○○時、さつま町○○地区でゲリラを発見、○○地区に潜入したと判断し、ダム地区及び川内川下流地域の住民の避難について、鹿児島県知事に避難措置を指示した。

イ 知事は、○日○○時、さつま町○○地区の住民に対し、避難を指示した。

ウ 県警察は、同地区に通ずる道路を封鎖し、ゲリラの捜索を実施中である。

エ 知事の要請により、陸上自衛隊○部隊が国民保護等派遣を実施する。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、警察・自衛隊により、避難路の安全を確保した後、○地区の住民を○市へ避難させる。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 緊急事態対策本部の設置

本日午前○時○分、町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を町役場内に設置した。なお、現地対策本部を○○地区に設置した。

イ 職員の現地派遣

自衛隊の派遣部隊とともに各一時避難場所に職員を派遣し、自治会長及び消防団と協力し、避難住民の確認及び誘導を実施する。

(3) 輸送要領

- ア 各地区の一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、経路等
- イ ○○集落については、一時避難場所までは、自家用車の使用を許可する。
また、武装工作員の潜入地域に近い○集落については、警察・自衛隊が各家を戸別に訪問し、警察・自衛隊の車両により一時避難場所に避難させる。
- ウ 避難経路が遮断された場合は、別に計画するところにより、自衛隊のヘリコプターにより避難させる。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車等による住民への避難実施要領の伝達方法及び伝達内容

(5) 一時避難場所への移動

- ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動に当たっての留意事項
- イ 要配慮者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等

(6) 避難誘導の終了

- ア 派遣された職員及び消防団は、避難者残留の有無を確認する。
この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- イ 避難の指示に応じない者には、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し又町長の権限により避難を指示する。
- ウ 避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを張り付ける。
- エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

(7) 誘導に際しての留意点

- ア 誘導に当たる職員及び消防団員は、防火服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛等を携行する。
- イ 誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。

(8) 住民等に周知する留意事項

- ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。
また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
- イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し、努めて隣近所一緒に行動すること。
- エ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がけ、避難時は避難支援プランを活用して支援する。
- オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等、必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート運転免許所等の身分証明書は必ず携行すること。
- カ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確實に実施すること。
- キ 自治会長、消防団及び民生委員等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、協力して実施する。
- ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保

に協力とともに、家族との連絡を確保しておくこと。

(9) 安全の確保

ア 避難誘導にあたる職員及び消防職員等は、警察又は国民保護等のため派遣される自衛隊とともに派遣する。

イ 避難の開始は、警察・自衛隊が誘導のための展開を終了した後とする。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) さつま町国民保護計画による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準ずる。（要避難地域の避難施設や救護所を記載）

【⑩ 共通的留意事項】

【N B C攻撃が使用された場合の留意事項】

＜核兵器＞

■ 核兵器の特性

- ・ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する残留放射線によって生ずる。
- ・ ダーティボムは、爆弾と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比較して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
- ・ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。
- ・ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。

■ 住民の避難要領

- ・ 热線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。
- ・ 核攻撃に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難する。
- ・ 避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難する。
- ・ 木造家屋内に所在する者は、外部被ばくの低減効果及び内部被ばくの防止効果も踏まえ、状況により、放射線の遮蔽効果が大きいコンクリート建物への退避を検討する。
- ・ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍のコンクリート建物等に避難する。

■ 避難誘導に際しての留意点

- ・ 核による被害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。
- ・ ミサイル等による攻撃の場合、当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設への避難を指示される。
- ・ 核攻撃に伴う熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は爆心地周辺から直ちに離れ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等へ避難するよう誘導し、熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響をうけるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう誘導する。
- ・ 避難誘導は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。
- ・ 避難住民に対しては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるよう指示するとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用を指示し、内部被ばくの低減に努める。

- ・ 国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害情報を直ちに報告する。
- ・ 汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。
- ・ 必要な資器材
防護マスク、線量計・線量率計、放射線防護服、手袋、ブーツ、ゴーグル
- 医療
 - ・ 県からの要請に応じ、救護班の編成と被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で緊急被ばく医療活動の実施を補助する。
 - ・ 内閣総理大臣から緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施を補助する。
- その他の措置
 - ・ 核攻撃等による被害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害情報を直ちに報告する。
 - ・ 汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

＜生物兵器等＞

- 生物兵器の特性
 - ・ 人に知られることなく散布することが可能である。
 - ・ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。
 - ・ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ベスト等があげられている。
- 住民の避難要領

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。
- 避難誘導に際しての留意点
 - ・ 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう誘導する。
 - ・ ミサイル等による攻撃の場合、当初はできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等への避難を指示される。

その後、着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて、他の安全な地域への避難を指示される。この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。
- ・ 措置にあたる職員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被害者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・ 必要な敷材
ガスマスク、ガス検知器、化学防護服
- 医療
 - ・ 県からの協力要請に応じ、救護班の編成や医療活動の実施を補助する。
- その他の措置
 - ・ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特

定、汚染地域の範囲の特定、被害者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

- ・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

< N B C 対処の共通措置 >

■ 退避の指示等

N B C 攻撃が行われた場合、被害現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して避難が指示され、必要に応じ町長は退避を指示する。

■ 警戒区域の設定

N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。警戒区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。

■ 被害者の救助

消防は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被害者の救助のための活動を行う。

この際、被害者の情報や必要となる物的・人的資源について、避難住民や消防等からの情報収集を協力して、国及び県に対して迅速な支援要請を行う。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被害者の心のケアに努める。

■ 汚染による被害の防止

- ・ 放射線降下物等による汚染された農作物等による健康被害を防止するため、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、住民に注意を呼びかける。
- ・ 生活用水が汚染された場合には、給水の制限等の措置を講ずる。

■ 町長の権限

汚染の拡大を防止するため、知事の要請に基づき、次の権限を行使する。

- ・ 食料品、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令。
- ・ 生活の用に供する水の管理に対する、使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令。
- ・ 食料品、衣類、寝具その他の物件の廃棄。
- ・ 建物への立入り制限又は禁止、建物の閉鎖。
- ・ 交通の制限、交通の遮断。

【夜間における留意事項】

<全般>

夜間において、夜闇に対する恐怖心、行動の制約及び指示伝達や統制の困難性等があることから、避難はつとめて昼間に行うことが望ましいが、夜間に避難する場合は、その特性に十分配慮して実施する。

<住民の避難要領>

防災行政無線及びラジオ、テレビ等で事態の状況や避難の指示等に関する情報を確実に把握し、流言飛語に惑わされないよう落ち着いて行動する。

この際、つとめて隣近所一緒に避難する。

<避難誘導に際しての留意点>

- 夜間の避難においては、夜闇に対する恐怖心や行動の制約を生じやすいことから、ゲリラ等による攻撃のおそれがある場合を除いては、避難集合場所及び集合場所までの経路への照明の設置及び誘導員の増加配置等、避難住民の不安の軽減を図るとともに、避難の準備や避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する。
- 要配慮者等の避難に特に配慮するとともに、避難に応じない住民や避難の漏れがないよう確認する。
この際、自主防災組織の積極的な協力を得るよう努める。